

旧（平成24年度）

新（平成26年度）

摘要

# 設計業務等共通仕様書

# 設計業務等共通仕様書

平成 9 年 4 月 改定  
平成 16 年 9 月 一部改定  
平成 18 年 10 月 一部改定  
平成 20 年 10 月 一部改定  
平成 22 年 10 月 一部改定  
平成 23 年 10 月 一部改定  
平成 24 年 10 月 一部改定

平成 9 年 4 月 改定  
平成 16 年 9 月 一部改定  
平成 18 年 10 月 一部改定  
平成 20 年 10 月 一部改定  
平成 22 年 10 月 一部改定  
平成 23 年 10 月 一部改定  
平成 24 年 10 月 一部改定  
平成 26 年 10 月 一部改定

山梨県 県土整備部

山梨県 県土整備部

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|---|---|-----|
| 目 次   | 目 次   |     |
| <b>第1編 共 通 編</b>  | <b>第1編 共 通 編</b>  |     |
| <b>第1章 総則</b> ..... 1- 1- 1<br>第1101条 適用 ..... 1- 1- 1<br>第1102条 用語の定義 ..... 1- 1- 1<br>第1103条 受注者の義務 ..... 1- 1- 3<br>第1104条 業務の着手 ..... 1- 1- 3<br>第1105条 設計図書の支給及び点検 ..... 1- 1- 3<br>第1106条 監督員 ..... 1- 1- 3<br>第1107条 管理技術者 ..... 1- 1- 3<br>第1108条 照査技術者及び照査の実施 ..... 1- 1- 4<br>第1109条 担当技術者 ..... 1- 1- 4<br>第1110条 提出書類 ..... 1- 1- 4<br>第1111条 打合せ等 ..... 1- 1- 5<br>第1112条 業務計画書 ..... 1- 1- 5<br>第1113条 資料の貸与及び返却 ..... 1- 1- 5<br>第1114条 関係官公庁への手続き等 ..... 1- 1- 5<br>第1115条 地元関係者との交渉等 ..... 1- 1- 6<br>第1116条 土地への立入り等 ..... 1- 1- 6<br>第1117条 成果物の提出 ..... 1- 1- 6<br>第1118条 関係法令及び条例の遵守 ..... 1- 1- 7<br>第1119条 検査 ..... 1- 1- 7<br>第1120条 修補 ..... 1- 1- 7<br>第1121条 条件変更等 ..... 1- 1- 7<br>第1122条 契約変更 ..... 1- 1- 8<br>第1123条 履行期間の変更 ..... 1- 1- 8<br>第1124条 一時中止 ..... 1- 1- 8<br>第1125条 発注者の賠償責任 ..... 1- 1- 9<br>第1126条 受注者の賠償責任 ..... 1- 1- 9<br>第1127条 部分使用 ..... 1- 1- 9<br>第1128条 再委託 ..... 1- 1- 9<br>第1129条 成果物の使用等 ..... 1- 1- 9<br>第1130条 守秘義務 ..... 1- 1-10<br>第1131条 個人情報の取り扱い ..... 1- 1-10<br>第1132条 安全等の確保 ..... 1- 1-11<br>第1133条 臨機の措置 ..... 1- 1-12<br>第1134条 履行報告 ..... 1- 1-12<br>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 ..... 1- 1-12<br>第1136条 行政情報流出防止対策の強化 ..... 1- 1-12 | <b>第1章 総則</b> ..... 1- 1- 1<br>第1101条 適用 ..... 1- 1- 1<br>第1102条 用語の定義 ..... 1- 1- 1<br>第1103条 受注者の義務 ..... 1- 1- 3<br>第1104条 業務の着手 ..... 1- 1- 3<br>第1105条 設計図書の支給及び点検 ..... 1- 1- 3<br>第1106条 監督員 ..... 1- 1- 3<br>第1107条 管理技術者 ..... 1- 1- 3<br>第1108条 照査技術者及び照査の実施 ..... 1- 1- 4<br>第1109条 担当技術者 ..... 1- 1- 4<br>第1110条 提出書類 ..... 1- 1- 4<br>第1111条 打合せ等 ..... 1- 1- 5<br>第1112条 業務計画書 ..... 1- 1- 5<br>第1113条 資料の貸与及び返却 ..... 1- 1- 5<br>第1114条 関係官公庁への手続き等 ..... 1- 1- 5<br>第1115条 地元関係者との交渉等 ..... 1- 1- 6<br>第1116条 土地への立入り等 ..... 1- 1- 6<br>第1117条 成果物の提出 ..... 1- 1- 6<br>第1118条 関係法令及び条例の遵守 ..... 1- 1- 7<br>第1119条 検査 ..... 1- 1- 7<br>第1120条 修補 ..... 1- 1- 7<br>第1121条 条件変更等 ..... 1- 1- 7<br>第1122条 契約変更 ..... 1- 1- 8<br>第1123条 履行期間の変更 ..... 1- 1- 8<br>第1124条 一時中止 ..... 1- 1- 8<br>第1125条 発注者の賠償責任 ..... 1- 1- 9<br>第1126条 受注者の賠償責任 ..... 1- 1- 9<br>第1127条 部分使用 ..... 1- 1- 9<br>第1128条 再委託 ..... 1- 1- 9<br>第1129条 成果物の使用等 ..... 1- 1- 9<br>第1130条 守秘義務 ..... 1- 1-10<br>第1131条 個人情報の取り扱い ..... 1- 1-10<br>第1132条 安全等の確保 ..... 1- 1-11<br>第1133条 臨機の措置 ..... 1- 1-12<br>第1134条 履行報告 ..... 1- 1-12<br>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 ..... 1- 1-12<br>第1136条 行政情報流出防止対策の強化 ..... 1- 1-12<br><b>第1137条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</b> ..... <b>1- 1-14</b> |     |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）  | 摘要 |
|---|--|----|
| <p><b>第3章 砂防構造物設計</b>..... 3-3-1</p> <p><b>第1節 砂防構造物設計</b> ..... 3-3-1</p> <p>第3301条 砂防構造物設計の種類..... 3-3-1</p> <p><b>第2節 砂防えん堤及び床固工の設計</b> ..... 3-3-1</p> <p>第3302条 砂防えん堤及び床固工設計の区分..... 3-3-1</p> <p>第3303条 砂防えん堤及び床固工予備設計..... 3-3-1</p> <p>第3304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計..... 3-3-3</p> | <p><b>第3章 砂防構造物設計</b>..... 3-3-1</p> <p><b>第1節 砂防構造物設計</b> ..... 3-3-1</p> <p>第3301条 砂防構造物設計の種類..... 3-3-1</p> <p><b>第2節 砂防堰堤及び床固工の設計</b> ..... 3-3-1</p> <p>第3302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分..... 3-3-1</p> <p>第3303条 砂防堰堤及び床固工予備設計..... 3-3-1</p> <p>第3304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計..... 3-3-3</p>  |    |
| <p><b>第9章 道路施設点検</b>..... 5-9-1</p> <p><b>第1節 道路施設点検の種類</b> ..... 5-9-1</p> <p>第5901条 道路施設点検の種類..... 5-9-1</p> <p><b>第2節 道路防災カルテ点検</b>..... 5-9-1</p> <p>第5902条 道路防災カルテ点検..... 5-9-1</p> <p><b>第3節 成果品</b>..... 5-9-1</p> <p>第5903条 成果品..... 5-9-1</p>                              | <p><b>第9章 道路施設点検</b>..... 5-9-1</p> <p><b>第1節 道路施設点検の種類</b> ..... 5-9-1</p> <p>第5901条 道路施設点検の種類..... 5-9-1</p> <p><b>第2節 道路防災カルテ点検</b>..... 5-9-1</p> <p>第5902条 道路防災カルテ点検..... 5-9-1</p> <p><b>第3節 橋梁定期点検</b>..... 5-9-1</p> <p>第5903条 橋梁定期点検..... 5-9-1</p> <p><b>第4節 成果品</b>..... 5-9-3</p> <p>第5904条 成果品..... 5-9-3</p> |    |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|---|---|-----|
| <p><b>第1102条</b> 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「発注者」とは、契約担当者をいう。</li> <li>「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</li> <li>「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者である。</li> <li>「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</li> <li>「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</li> <li>「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</li> <li>「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</li> <li>「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</li> <li>「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</li> <li>「契約書」とは、別冊の「土木設計業務等委託契約書」をいう。</li> <li>「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</li> <li>「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</li> <li>「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</li> <li>「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</li> <li>「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</li> <li>「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</li> <li>「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</li> <li>「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</li> <li>「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</li> <li>「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</li> <li>「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</li> </ol> | <p><b>第1102条</b> 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「発注者」とは、契約担当者をいう。</li> <li>「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</li> <li>「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者である。</li> <li>「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</li> <li>「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</li> <li>「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</li> <li>「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</li> <li>「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</li> <li>「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</li> <li>「契約書」とは、別冊の「土木設計業務等委託契約書」をいう。</li> <li>「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</li> <li>「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</li> <li>「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</li> <li>「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</li> <li>「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</li> <li>「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</li> <li>「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</li> <li>「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</li> <li>「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</li> <li>「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</li> <li>「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</li> </ol> |     |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|---|---|-----|
| <p>24. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>28. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>31. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>33. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>35. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>36. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> | <p>24. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>28. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>31. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>33. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>35. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> |     |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|---|---|-----|
| <p><b>第1107条 管理技術者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</li> <li>管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</li> <li>管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</li> <li>管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</li> <li>管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</li> <li>管理技術者は、第1108条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</li> </ol> | <p><b>第1107条 管理技術者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</li> <li>管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</li> <li>管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</li> <li>管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</li> <li>管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</li> <li>管理技術者は、第1108条第5項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。</li> </ol> |     |



| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p><b>第1108条</b> 照査技術者及び照査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</li> <li>照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。</li> <li>照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</li> <li>照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</li> <li>照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</li> </ol> | <p><b>第1108条</b> 照査技術者及び照査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</li> <li>照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCM(業務に該当する登録技術部門)の資格保有者でなければならない。</li> <li>照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</li> <li>照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</li> <li>照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</li> </ol> |     |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|---|--|-----|
| <p><b>第1110条 提出書類</b></p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> | <p><b>第1110条 提出書類</b></p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<b>契約</b>金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、<b>年末年始の閉庁日（以下、閉庁日）</b>を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<b>閉庁日</b>を除き10日以内に、完了時は業務完了後、<b>閉庁日</b>を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<b>閉庁日</b>を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> |     |



| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p><b>第1130条 守秘義務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</li> <li>受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</li> <li>受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</li> <li>受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</li> <li>取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</li> <li>受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</li> <li>受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</li> </ol> | <p><b>第112930条 守秘義務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</li> <li>受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</li> <li>受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</li> <li>受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</li> <li>取り扱う情報は、<b>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに</b>、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・<b>転送等</b>しないこと。</li> <li>受注者は、当該業務完了時に、<b>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について</b>、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</li> <li>受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</li> </ol> |     |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p><b>第1135条</b> 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。</p> | <p><b>第1135条</b> 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<b>閉庁日</b>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。</p> |     |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|--|---|-----|
| <p><b>第1136条</b> 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>（関係法令の遵守）<br/>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>（行政情報の目的外使用の禁止）<br/>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>（社員等に対する指導）</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</p> <p>（契約終了時等における行政情報の返却）<br/>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</p> <p>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）<br/>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> | <p><b>第1136条</b> 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>（関係法令の遵守）<br/>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>（行政情報の目的外使用の禁止）<br/>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>（社員等に対する指導）</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>（契約終了時等における行政情報の返却）<br/>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</p> <p>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）<br/>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> |     |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|---|--|-----|
| <p>（事故の発生時の措置）</p> <p>1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> | <p>事故の発生時の措置）</p> <p>1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> |     |

| 旧（平成24年度） | 新（平成26年度）  | 摘 要  |
|-----------|--|------|
|           | <p><b>第1137条</b> 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</li><li>2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</li><li>3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</li><li>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</li></ol> | 【新規】 |



| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p><b>第1209条 設計業務の条件</b></p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。</p> <p>7. 設計において、土木構造物標準設計図集建設省(国土交通省)に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。<br/>また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。</p> <p>10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において、一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。<br/>この提案は、概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。<br/>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、「推奨技術」「準推奨技術」「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> | <p><b>第1209条 設計業務の条件</b></p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。</p> <p>7. 設計において、土木構造物標準設計図集(建設省(国土交通省))に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p> <p>8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。</p> <p>9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。<br/>また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。</p> <p>10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において、一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。<br/>この提案は、概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、及び、<b>新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用</b>するための検討を行うものとする。<br/>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、及び、<b>新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用</b>するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> |     |



旧（平成24年度）

主要技術基準及び参考図書

※発行年月は参考（H24.3現在）として記載

|              | 名 称                                    | 編集又は発行所名  | 発行年月   |
|--------------|--|-----------|--------|
| <b>【1】共通</b> |  |           |        |
| 1            | 国土交通省制定 土木構造物標準設計                      | 全日本建設技術協会 | —      |
| 2            | 土木製図基準 [2009年改訂版]                      | 土木学会      | H21.2  |
| 3            | 水理公式集 平成11年版                           | 土木学会      | H11.11 |
| 4            | JISハンドブック                              | 日本規格協会    | 最新版    |
| 5            | 土木工事安全施工技術指針 —平成21年改訂版—                | 全日本建設技術協会 | H22.4  |
| 6            | 土木工事安全施工技術指針の解説 —平成13年改訂版—             | 全日本建設技術協会 | H13.12 |
| 7            | 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)               | 国土開発技術研究会 | H5.2   |
| 8            | 建設機械施工安全技術指針                           | 国土交通省     | H17.3  |
| 9            | 移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)          | 日本建設機械化協会 | H12.3  |
| 10           | 建設工事必携                                 | 山梨県県土整備部  | 最新版    |
| 11           | 地盤調査の方法と解説                             | 地盤工学会     | H16.6  |
| 12           | 地盤材料試験の方法と解説(2分冊)                      | 地盤工学会     | H21.11 |
| 13           | 地質・土質調査成果電子納品要領(案)                     | 国土交通省     | H20.12 |
| 14           | 山梨県県土整備部電子納品要領                         | 山梨県県土整備部  | H23.4  |
| 15           | 山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル                    | 山梨県県土整備部  | H23.4  |
| 16           | 公共測量 作業規程の準則                           | 国土交通省     | H23.4  |
| 17           | 公共測量 作業規定の準則 解説と運用                     | 日本測量協会    | H21.2  |
| 18           | 測量成果電子納品要領(案)                          | 国土地理院     | H20.12 |
| 19           | 測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標交換マニュアル           | 国土地理院     | H19.11 |
| 20           | 基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案) | 国土地理院     | H13.5  |
| 21           | 公共測量成果改定マニュアル                          | 国土地理院     | H20.4  |
| 22           | 2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)               | 土木学会      | H20.3  |
| 23           | 2007年制定 舗装標準示方書                        | 土木学会      | H19.3  |

新（平成26年度）

主要技術基準及び参考図書

※発行年月は参考（H26.3現在）として記載

|              | 名 称   | 編集又は発行所名  | 発行年月   |
|--------------|---|-----------|--------|
| <b>【1】共通</b> |   |           |        |
| 1            | 国土交通省制定 土木構造物標準設計                           | 全日本建設技術協会 | —      |
| 2            | 土木製図基準 [2009年改訂版]                           | 土木学会      | H21.2  |
| 3            | 水理公式集 平成11年版                                | 土木学会      | H11.11 |
| 4            | JISハンドブック                                   | 日本規格協会    | 最新版    |
| 5            | 土木工事安全施工技術指針 —平成21年改訂版—                     | 全日本建設技術協会 | H22.4  |
| 6            | 土木工事安全施工技術指針の解説 —平成13年改訂版—                  | 全日本建設技術協会 | H13.12 |
| 7            | 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)                    | 国土開発技術研究会 | H5.2   |
| 8            | 建設機械施工安全技術指針                                | 国土交通省     | H17.3  |
| 9            | 移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル                    | 日本建設機械化協会 | H12.3  |
| 10           | 建設工事必携                                      | 山梨県県土整備部  | 最新版    |
| 11           | 地盤調査の方法と解説                                  | 地盤工学会     | H16.6  |
| 12           | 地盤材料試験の方法と解説(2分冊)                           | 地盤工学会     | H21.11 |
| 13           | 地質・土質調査成果電子納品要領(案)                          | 国土交通省     | H20.12 |
| 14           | 山梨県県土整備部電子納品要領                              | 山梨県県土整備部  | H25.4  |
| 15           | 山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル                         | 山梨県県土整備部  | H25.4  |
| 16           | 公共測量 作業規程の準則                                | 国土交通省     | H25.3  |
| 17           | 公共測量 作業規定の準則 解説と運用                          | 日本測量協会    | H24.10 |
| 18           | 測量成果電子納品要領(案)                               | 国土交通省     | H20.12 |
| 19           | 測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標交換マニュアル                | 国土地理院     | H19.11 |
| 20           | 基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)      | 国土地理院     | H13.5  |
| 21           | 公共測量成果改定マニュアル                               | 国土地理院     | H24.11 |
| 22           | 2012年制定 コンクリート標準示方書【設計編】                    | 土木学会      | H25.3  |
| 23           | 2007年制定 舗装標準示方書                             | 土木学会      | H19.3  |
| 24           | 2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】              | 土木学会      | H25.10 |
| 25           | 2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規程および関連規程】+【JIS規格集】 | 土木学会      | H25.11 |
| 26           | 2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】                  | 土木学会      | H25.10 |
| 27           | 2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】                    | 土木学会      | H25.3  |

摘 要

| 旧（平成24年度） |  |              |        | 新（平成26年度） |  |                |        | 摘 要              |
|-----------|--|--------------|--------|-----------|--|----------------|--------|------------------|
|           | 名 称  | 編集又は発行所名     | 発行年月   |           | 名 称  | 編集又は発行所名       | 発行年月   | H26 追加<br>H26 追加 |
| 24        | 2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)             | 土木学会         | H20.3  | 28        | 2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】                 | 土木学会           | H25.3  |                  |
| 25        | 2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)(2冊分)              | 土木学会         | H22.11 | 29        | 土木設計業務等の電子納品要領(案)                          | 国土交通省          | H20.5  |                  |
| 26        | 2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)                 | 土木学会         | H20.3  | 30        | CAD製図基準(案)                                 | 国土交通省          | H20.5  |                  |
| 27        | 2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)                   | 土木学会         | H20.3  | 31        | CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)                     | 国土交通省          | H21.6  |                  |
| 28        | CAD製図基準(案)                                 | 国土交通省        | H20.5  | 32        | デジタル写真管理情報基準(案)                            | 国土交通省          | H20.5  |                  |
| 29        | CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)                     | 国土交通省        | H21.6  | 33        | ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)                    | 日本建設情報総合センター   | H11.5  |                  |
| 30        | デジタル写真管理情報基準                               | 国土交通省        | H22.9  | 34        | コンクリートライブラリー 66号<br>プレストレストコンクリート工法設計施工指針  | 土木学会           | H3.4   |                  |
| 31        | ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)                    | 日本建設情報総合センター | H11.5  | 35        | 2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説                 | 土木学会           | H18.7  |                  |
| 32        | コンクリートライブラリー 66号<br>プレストレストコンクリート工法設計施工指針  | 土木学会         | H3.4   | 36        | 2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説               | 土木学会           | H18.7  |                  |
| 33        | 2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説                 | 土木学会         | H18.7  | 37        | 2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説                 | 土木学会           | H18.7  |                  |
| 34        | 2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説               | 土木学会         | H18.7  | 38        | 地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工計測指針                 | 日本トンネル技術協会     | S57.3  |                  |
| 35        | 2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説                 | 土木学会         | H18.7  | 39        | 地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)                     | 日本トンネル技術協会     | H11.2  |                  |
| 36        | 地中送電線用深部立坑、洞道の調査・設計・施工計測指針                 | 日本トンネル技術協会   | S57.3  | 40        | 日本下水道協会規格(JSWAS)<br>シールド工専用標準セグメント(A-3, 4) | 日本下水道協会        | H13.7  |                  |
| 37        | 地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)                     | 日本トンネル技術協会   | H11.2  | 41        | 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)                     | 日本建設機械化協会      | H16.12 |                  |
| 38        | 日本下水道協会規格(JSWAS)<br>シールド工専用標準セグメント(A-3, 4) | 日本下水道協会      | H13.7  | 42        | 軟岩評価-調査・設計・施工への適用                          | 土木学会           | H4.11  |                  |
| 39        | 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(防雪編)                      | 日本建設機械化協会    | H16.12 | 43        | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)         | 地盤工学会          | H24.5  |                  |
| 40        | 軟岩評価-調査・設計・施工への適用                          | 土木学会         | H4.11  | 44        | グラウンドアンカー施工のための手引書                         | 日本アンカー協会       | H15.5  |                  |
| 41        | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)         | 地盤工学会        | H12.3  | 45        | ジェットグラウト工法技術資料                             | 日本ジェットグラウト協会   | H23.9  |                  |
| 42        | グラウンドアンカー施工のための手引書                         | 日本アンカー協会     | H15.5  | 46        | ジェットグラウト工法(積算資料)                           | 日本ジェットグラウト協会   | H23.9  |                  |
| 43        | ジェットグラウト工法技術資料                             | 日本ジェットグラウト協会 | H23.9  | 47        | 大深度土留め設計・施工指針(案)                           | 先端建設技術センター     | H6.10  |                  |
| 44        | ジェットグラウト工法(積算資料)                           | 日本ジェットグラウト協会 | H23.9  | 48        | 土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法ガイドライン               | 建設省土木研究所       | H4.3   |                  |
| 45        | 大深度土留め設計・施工指針(案)                           | 先端建設技術センター   | H6.10  | 49        | 薬液注入工法の設計施工指針                              | 日本グラウト協会       | 平成元.6  |                  |
| 46        | 土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法ガイドライン               | 建設省土木研究所     | H4.3   | 50        | 薬液注入工法設計資料                                 | 日本グラウト協会       | 毎年発行   |                  |
| 47        | 薬液注入工法の設計施工指針                              | 日本グラウト協会     | 平成元.6  | 51        | 薬液注入工法積算資料                                 | 日本グラウト協会       | 毎年発行   |                  |
| 48        | 薬液注入工法設計資料                                 | 日本グラウト協会     | 毎年発行   | 52        | 近接基礎設計・施工要領(案)                             | 建設省土木研究所       | S58.6  |                  |
| 49        | 薬液注入工法積算資料                                 | 日本グラウト協会     | 毎年発行   | 53        | 煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針               | 日本火災報知器工業会     | H19.7  |                  |
| 50        | 近接基礎設計・施工要領(案)                             | 建設省土木研究所     | S58.6  | 54        | 高圧受電設備規程                                   | 日本電気協会         | H20.9  |                  |
| 51        | 煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針               | 日本火災報知器工業会   | H19.7  | 55        | 防災設備に関する指針<br>-電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版      | 日本電設工業協会       | H16.9  |                  |
| 52        | 高圧受電設備規程                                   | 日本電気協会       | H20.9  | 56        | 昇降機設計・施工上の指導指針                             | 日本建築設備・昇降機センター | H7.8   |                  |
|           |  |              |        | 57        | 日本建設機械要覧 2010年版                            | 日本建設機械化協会      | H22.3  |                  |



旧（平成24年度）

新（平成26年度）

摘 要

|    | 名 称   | 編集又は発行所名             | 発行年月              |
|----|---|----------------------|-------------------|
| 53 | 防災設備に関する指針<br>－電源と配線及び非常用の照明装置－2004年版           | 日本電設工業協会             | H16. 9            |
| 54 | 昇降機設計・施工上の指導指針                                  | 日本建築設備・<br>昇降機センター   | H 7. 8            |
| 55 | 日本建設機械要覧 2010年版                                 | 日本建設機械化協会            | H22. 3            |
| 56 | 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)                        | 日本建設機械化協会            | H13. 2            |
| 57 | 建設発生土利用技術マニュアル 第3版                              | 土木研究センター             | H16. 9            |
| 58 | 〔新訂〕建設副産物適正処理推進要綱の解説                            | 建設副産物リサイクル<br>広報推進会議 | H14. 11           |
| 59 | 災害復旧工事の設計要領                                     | 全国防災協会               | 毎年発行              |
| 60 | 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)                   | 国土地理院                | H20. 3            |
| 61 | 基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)<br>【数値地形図編】 第2.1版 | 国土地理院                | H21. 10           |
| 62 | 地すべり観測便覧  | 斜面防災対策技術協会           | H 8. 10           |
| 63 | 地すべり対策技術設計実施要領 平成19年度版                          | 斜面防災対策技術協会           | H19. 11           |
| 64 | 猛禽類保護の進め方(特にイワ・クマカ・オカについて)                      | 日本鳥類保護連盟             | H15. 7            |
| 65 | 環境省大気常時監視マニュアル第6版                               | 環境省 水・大気環境局          | H22. 3            |
| 66 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編                     | 環 境 庁                | H11. 6            |
| 67 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編(道路<br>に面する地域)      | 環 境 庁                | H12. 4            |
| 68 | 面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.3.0.0                 | 環境省 水・大気環境局          | H23. 10           |
| 69 | 改訂解説・工作物設置許可基準                                  | 国土技術研究センター           | H10. 11           |
| 70 | 公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル                        | 国土地理院                | H21. 12           |
| 71 | 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS Ver2.1                | 国土地理院                | H21. 7            |
| 72 | 基準点測量製品仕様書(詳細版)、(簡易版)                           | 国土地理院                | H22. 7、<br>H22. 3 |
| 73 | 水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)                     | 国土地理院                | H22. 3            |
| 74 | 水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)                   | 国土地理院                | H22. 3            |
| 75 | 地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)第1.0版                  | 国土地理院                | H20. 3            |
| 76 | 写真地図作成の製品仕様書(案)                                 | 国土地理院                | H21. 6            |
| 77 | 路線測量製品仕様書                                       | 国土地理院                | H21. 3            |
| 78 | 河川測量製品仕様書                                       | 国土地理院                | H21. 3            |
| 79 | 用地測量製品仕様書                                       | 国土地理院                | H21. 3            |
| 80 | 土木工事数量算出要領(案)                                   | 国土交通省                | H23               |
| 81 | 土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)                           | 国土交通省                | H20               |

H26 削除

|    | 名 称   | 編集又は発行所名             | 発行年月    |
|----|---|----------------------|---------|
| 58 | 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)                        | 日本建設機械化協会            | H13. 2  |
| 59 | 建設発生土利用技術マニュアル 第3版                              | 土木研究センター             | H16. 9  |
| 60 | 〔新訂〕建設副産物適正処理推進要綱の解説                            | 建設副産物リサイクル<br>広報推進会議 | H14. 11 |
| 61 | 災害復旧工事の設計要領                                     | 全国防災協会               | 毎年発行    |
| 62 | 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)                   | 国土地理院                | H20. 3  |
| 63 | 基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)<br>【数値地形図編】 第2.1版 | 国土地理院                | H21. 10 |
| 64 | 地すべり観測便覧  | 斜面防災対策技術協会           | H24. 5  |
| 65 | 地すべり対策技術設計実施要領 平成19年度版                          | 斜面防災対策技術協会           | H19. 11 |
| 66 | 猛禽類保護の進め方(特にイワ・クマカ・オカについて)                      | 日本鳥類保護連盟             | H15. 7  |
| 67 | 環境大気常時監視マニュアル第6版                                | 環境省 水・大気環境局          | H22. 3  |
| 68 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編                     | 環 境 庁                | H11. 6  |
| 69 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編(道路<br>に面する地域)      | 環 境 庁                | H12. 4  |
| 70 | 面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.3.0                   | 環境省 水・大気環境局          | H23. 10 |
| 71 | 改訂解説・工作物設置許可基準                                  | 国土技術研究センター           | H10. 11 |
| 72 | 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS Ver2.1                | 国土地理院                | H21. 7  |
| 73 | 基準点測量製品仕様書(案)(詳細版)、(簡易版)                        | 国土地理院                | H24. 6  |
| 74 | 水準測量(新設・復旧)製品仕様書(案)(詳細版)、(簡易版)                  | 国土地理院                | H24. 6  |
| 75 | 水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書(案)(詳細版)、(簡<br>易版)            | 国土地理院                | H24. 6  |
| 76 | 地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)第1.0版                  | 国土地理院                | H20. 3  |
| 77 | 写真地図作成の製品仕様書(案)                                 | 国土地理院                | H24. 2  |
| 78 | 路線測量製品仕様書(案)                                    | 国土地理院                | H24. 2  |
| 79 | 河川測量製品仕様書(案)                                    | 国土地理院                | H24. 2  |
| 80 | 用地測量製品仕様書(案)                                    | 国土地理院                | H24. 2  |
| 81 | 土木工事数量算出要領(案)                                   | 国土交通省                | H25     |
| 82 | 土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)                           | 国土交通省                | H25     |
| 83 | 移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作<br>成マニュアル(案)       | 国土地理院                | H24. 5  |
| 84 | GNSS測量による標高の測量マニュアル(案)                          | 国土地理院                | H25. 4  |
| 85 | 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル(案)                     | 国土地理院                | H25. 4  |
| 86 | 公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル                        | 国土地理院                | H25. 6  |

H26 追加

H26 追加

H26 追加

H26 追加

旧（平成24年度）

| 【2】河川・海岸・砂防・ダム関係 |   |               |                         |
|------------------|---|---------------|-------------------------|
|                  | 名 称   | 編集又は発行所名      | 発行年月                    |
| 1                | 建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針   | 建設省           | S60.9                   |
| 2                | 「ダム事業における環境影響評価の考え方」  | ダム水源地環境整備センター | H12.12                  |
| 3                | 放水路事業における環境影響評価の考え方   | リハ-フロント整備センター | H13.6                   |
| 4                | 改訂河川計画業務ガイドライン  | 日本河川協会        | H2.4                    |
| 5                | 改訂新版建設省河川砂防技術基準(案) 調査編  | 日本河川協会        | H9.10                   |
| 6                | 国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編   | 国土交通省         | H17.11                  |
| 7                | 改訂新版建設省河川砂防技術基準(案) 設計編(Ⅰ・Ⅱ)   | 日本河川協会        | H9.10                   |
| 8                | 改訂・解説河川管理施設等構造令   | 日本河川協会        | H12.1                   |
| 9                | 増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例   | 日本河川協会        | H19.9                   |
| 10               | 流域貯留施設等技術指針(案)・増補改訂版  | 雨水貯留浸透技術協会    | H19.4                   |
| 11               | 港湾の施設の技術上の基準・同解説  | 日本港湾協会        | H19.9                   |
| 12               | 数字で見る港湾 2011  | 日本港湾協会        | H23.7                   |
| 13               | 水門鉄管技術基準<br>・第5回改訂版(水門扉編)・付解説<br>・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物溶接・接合編)・付解説<br>・FRP(M)水圧管編 | 電力土木技術協会      | H19.9<br>H19.6<br>H22.4 |
| 14               | 柔構造樋門設計の手引き   | 国土開発技術研究センター  | H10.12                  |
| 15               | 河川土工マニュアル   | 国土技術研究センター    | H21.4                   |
| 16               | ダム・堰施設技術基準(案) 改訂新版  | 国土交通省         | H21.6                   |
| 17               | 水門・樋門ゲート設計要領(案)   | ダム・堰施設技術協会    | H13.12                  |
| 18               | 鋼製起伏ゲート設計要領(案)  | ダム・堰施設技術協会    | H11.10                  |
| 19               | 防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例<br>増補改訂(一部修正版)   | 日本河川協会        | H19.9                   |
| 20               | 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説  | 河川ポンプ施設技術協会   | H13.2                   |
| 21               | 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)  | 全国海岸協会        | H16.6                   |
| 22               | 海岸便覧  | 全国海岸協会        | H14.3                   |
| 23               | (第2次改訂)ダム設計基準   | 日本大ダム会議       | S53.8                   |
| 24               | 仮締切堤設置基準(案)   | 国土交通省河川局治水課   | H22.6                   |
| 25               | 鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル  | 国土技術研究センター    | H13.5                   |
| 26               | 堤防余盛基準について  | 建設省河川局治水課     | S44.1                   |
| 27               | ダム基礎地質調査基準  | 日本大ダム会議       | S51.3                   |

新（平成26年度）

| 【2】河川・海岸・砂防・ダム関係 |   |               |                         |
|------------------|---|---------------|-------------------------|
|                  | 名 称   | 編集又は発行所名      | 発行年月                    |
| 1                | 建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針   | 建設省           | S60.9                   |
| 2                | ダム事業における環境影響評価の考え方  | ダム水源地環境整備センター | H12.12                  |
| 3                | 放水路事業における環境影響評価の考え方   | リハ-フロント整備センター | H13.6                   |
| 4                | 改訂河川計画業務ガイドライン  | 日本河川協会        | H2.4                    |
| 5                | 河川砂防技術基準 調査編  | 国土交通省         | H24.6                   |
| 6                | 国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編   | 国土交通省         | H17.11                  |
| 7                | 改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 設計編(Ⅰ・Ⅱ)  | 日本河川協会        | H9.10                   |
| 8                | 改訂 解説・河川管理施設等構造令  | 日本河川協会        | H12.1                   |
| 9                | 増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例   | 日本河川協会        | H19.9                   |
| 10               | 流域貯留施設等技術指針(案)・増補改訂版  | 雨水貯留浸透技術協会    | H19.4                   |
| 11               | 港湾の施設の技術上の基準・同解説  | 日本港湾協会        | H19.9                   |
| 12               | 数字で見る港湾 2011  | 日本港湾協会        | H23.7                   |
| 13               | 水門鉄管技術基準<br>・第5回改訂版(水門扉編)・付解説<br>・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物溶接・接合編)・付解説<br>・FRP(M)水圧管編 | 電力土木技術協会      | H19.9<br>H19.6<br>H22.4 |
| 14               | 柔構造樋門設計の手引き   | 国土開発技術研究センター  | H10.12                  |
| 15               | 河川土工マニュアル   | 国土技術研究センター    | H21.4                   |
| 16               | ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編)  | 国土交通省         | H23.7                   |
| 17               | 水門・樋門ゲート設計要領(案)   | ダム・堰施設技術協会    | H13.12                  |
| 18               | 鋼製起伏ゲート設計要領(案)  | ダム・堰施設技術協会    | H11.10                  |
| 19               | ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)  | ダム・堰施設技術協会    | H12.8                   |
| 20               | ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)  | ダム・堰施設技術協会    | H12.6                   |
| 21               | 防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例<br>増補改訂(一部修正版)   | 日本河川協会        | H19.9                   |
| 22               | 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説  | 河川ポンプ施設技術協会   | H13.2                   |
| 23               | 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)  | 全国海岸協会        | H16.6                   |
| 24               | 海岸便覧  | 全国海岸協会        | H14.3                   |
| 25               | (第2次改訂)ダム設計基準   | 日本大ダム会議       | S53.8                   |
| 26               | 仮締切堤設置基準(案)   | 国土交通省河川局治水課   | H22.6                   |
| 27               | 鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル  | 国土技術研究センター    | H13.5                   |
| 28               | 堤防余盛基準について  | 建設省河川局治水課     | S44.1                   |

摘 要

H26 追加  
H26 追加



旧（平成24年度）

| 名 称                                      | 編集又は発行所名      | 発行年月    |
|--|---------------|---------|
| 28 ダム構造物管理基準 改訂                          | 日本大ダム会議       | S61. 11 |
| 29 水管橋設計基準                               | 日本水道鋼管協会      | H11. 6  |
| 30 河川事業関係例規集                             | 日本河川協会        | 毎年発行    |
| 31 平成18年度版<br>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル 【河川版】  | リハーフロント整備センター | H18. 3  |
| 32 平成18年度版<br>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル 【ダム湖版】 | ダム水源地環境整備センター | H18. 3  |
| 33 河川関係法令例規集（加除式）                        | 第 1 法 規       | —       |
| 34 護岸の力学設計法 改訂                           | 国土技術研究センター    | H19. 11 |
| 35 海岸保全施設構造例集                            | 全国海岸協会        | S57. 3  |
| 36 漁港・漁場の施設の設計の手引 2003年版（上・下巻）           | 全国漁港漁場協会      | H15. 10 |
| 37 ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）                     | 日本港湾協会        | S52. 3  |
| 38 砂防関係法令例規集                             | 全国治水砂防協会      | 毎年発行    |
| 39 河岸等の植樹基準(案)                           | 建設省河川局治水課     | H元. 4   |
| 40 砂防指定地指定実務ハンドブック                       | 全国治水砂防協会      | H13. 2  |
| 41 河川における樹木管理の手引き                        | リハーフロント整備センター | H11. 9  |
| 42 都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)                   | 国土開発技術研究センター  | H 5. 6  |
| 43 河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)               | 国土開発技術研究センター  | H 5. 10 |
| 44 河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)            | 国土開発技術研究センター  | H 8. 11 |
| 45 河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)            | 国土開発技術研究センター  | H 8. 11 |
| 46 土木構造物設計マニュアル(案) —樋門編—                 | 全日本建設技術協会     | H14. 1  |
| 47 床止めの構造設計の手引き                          | 国土開発技術研究センター  | H10. 12 |
| 48 海岸保全計画の手引き                            | 全国海岸協会        | H 6. 3  |
| 49 緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版                       | 全国海岸協会        | H18. 1  |
| 50 人工リーフの設計の手引き                          | 全国海岸協会        | H16. 3  |
| 51 治水経済調査マニュアル（案）                        | 国土交通省河川局      | H17. 4  |
| 52 港湾調査指針（改訂）                            | 日本港湾協会        | S62. 6  |
| 53 面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル                  | 日本港湾協会        | H 3. 3  |
| 54 ビーチ計画・設計マニュアル（改訂版）                    | 日本マリナビーチ協会    | H17. 10 |
| 55 港湾環境整備施設技術マニュアル                       | 沿岸開発技術研究センター  | H 3. 3  |

新（平成26年度）

| 名 称                                      | 編集又は発行所名                | 発行年月    |
|--|-------------------------|---------|
| 29 ダム基礎地質調査基準                            | 日本大ダム会議                 | S51. 3  |
| 30 ダム構造物管理基準 改訂                          | 日本大ダム会議                 | S61. 11 |
| 31 水管橋設計基準                               | 日本水道鋼管協会                | H11. 6  |
| 32 河川事業関係例規集                             | 日本河川協会                  | 毎年発行    |
| 33 平成18年度版<br>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル 【河川版】  | 国土交通省水管理・国土保全局<br>河川環境課 | H24. 3  |
| 34 平成18年度版<br>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル 【ダム湖版】 | 国土交通省水管理・国土保全局<br>河川環境課 | H24. 3  |
| 35 河川関係法令例規集（加除式）                        | 第 1 法 規                 | —       |
| 36 護岸の力学設計法 改訂                           | 国土技術研究センター              | H19. 11 |
| 37 海岸保全施設構造例集                            | 全国海岸協会                  | S57. 3  |
| 38 漁港・漁場の施設の設計の手引 2003年版（上・下巻）           | 全国漁港漁場協会                | H15. 10 |
| 39 ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）                     | 日本港湾協会                  | S52. 3  |
| 40 砂防関係法令例規集                             | 全国治水砂防協会                | 毎年発行    |
| 41 河岸等の植樹基準(案)                           | 建設省河川局治水課               | H元. 4   |
| 42 砂防指定地実務ハンドブック                         | 全国治水砂防協会                | H13. 2  |
| 43 河川における樹木管理の手引き                        | リハーフロント整備センター           | H11. 9  |
| 44 都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)                   | 国土開発技術研究センター            | H5. 6   |
| 45 河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)               | 国土開発技術研究センター            | H5. 10  |
| 46 河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)            | 国土開発技術研究センター            | H8. 11  |
| 47 河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)            | 国土開発技術研究センター            | H8. 11  |
| 48 土木構造物設計マニュアル(案) —樋門編—                 | 全日本建設技術協会               | H14. 1  |
| 49 床止めの構造設計手引き                           | 国土開発技術研究センター            | H10. 12 |
| 50 海岸保全計画の手引き                            | 全国海岸協会                  | H6. 3   |
| 51 緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版                       | 全国海岸協会                  | H18. 1  |
| 52 人工リーフの設計の手引き                          | 全国海岸協会                  | H16. 3  |
| 53 治水経済調査マニュアル（案）                        | 国土交通省河川局                | H17. 4  |
| 54 港湾調査指針（改訂）                            | 日本港湾協会                  | S62. 6  |
| 55 面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル                  | 日本港湾協会                  | H3. 3   |
| 56 ビーチ計画・設計マニュアル（改訂版）                    | 日本マリナビーチ協会              | H17. 10 |
| 57 港湾環境整備施設技術マニュアル                       | 沿岸開発技術研究センター            | H3. 3   |
| 58 農地防災事業便覧 平成10年度版                      | 農地防災事業研究会               | H11. 1  |
| 59 漁港計画の手引 平成4年度改訂版                      | 全国漁協協会                  | H4. 11  |

摘 要

旧（平成24年度）

|    | 名 称                                       | 編集又は発行所名         | 発行年月   |
|----|---|------------------|--------|
| 56 | 農地防災事業便覧 平成10年度版                          | 農地防災事業研究会        | H11. 1 |
| 57 | 漁港計画の手引 平成4年度改訂版                          | 全国漁協協会           | H 4.11 |
| 58 | 漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版                        | 全国漁協協会           | H 8. 9 |
| 59 | 水と緑の溪流づくり調査                               | 建設省河川局砂防部        | H 3. 8 |
| 60 | 溪流環境整備計画策定マニュアル(案)                        | 建設省河川局砂防部        | H 6. 9 |
| 61 | 砂防における自然環境調査マニュアル(案)                      | 建設省河川局砂防部        | H 3. 1 |
| 62 | 改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)                        | 全国治水砂防協会         | S59.10 |
| 63 | ダム貯水池水質調査要領                               | 国土開発技術研究センター     | S55. 6 |
| 64 | グラウチング技術指針・同解説                            | 国土技術研究センター       | H15. 7 |
| 65 | 鋼製砂防構造物設計便覧（平成21年版）                       | 砂防・地すべり技術センター    | H21. 9 |
| 66 | 総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)                     | 総合土石流対策基本計画検討委員会 | H元. 9  |
| 67 | 土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)                  | 建設省河川局砂防部        | H11. 4 |
| 68 | 新版地すべり鋼管杭設計要領                             | 斜面防災対策技術協会       | H20. 5 |
| 69 | 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例<br>—急傾斜地崩壊防止工事技術指針—      | 全国治水砂防協会         | H19. 9 |
| 70 | ダム事業の手引き(平成元年度版)                          | ダム技術センター         | H元. 4  |
| 71 | フィルダムの耐震設計指針(案)                           | 国土開発技術研究センター     | H 3. 6 |
| 72 | 多目的ダムの建設                                  | ダム技術センター         | H17. 6 |
| 73 | 改訂3版 コンクリートダムの細部技術                        | ダム技術センター         | H22. 8 |
| 74 | ルジオンテスト技術指針・同解説                           | 国土技術研究センター       | H18. 7 |
| 75 | 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)              | 電力土木技術協会         | H23. 3 |
| 76 | ダムの地質調査                                   | 土木学会             | S62. 6 |
| 77 | ダムの岩盤掘削                                   | 土木学会             | H 4. 4 |
| 78 | 原位置岩盤試験法の指針—平板荷重試験法—<br>—せん断試験法— 孔内荷重試験法— | 土木学会             | H12.12 |
| 79 | 軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～                    | 土木学会             | H 4.12 |
| 80 | 河川ハンドブック                                  | 山梨県県土整備部         | H21. 4 |
| 81 | 土木工事設計マニュアル 砂防編                           | 山梨県県土整備部         | H22. 3 |
| 82 | 河川定期縦横断データ作成ガイドライン                        | 国土交通省河川局         | H20. 5 |
| 83 | 河川景観の形成と保全の考え方                            | 国土交通省河川局         | H18.10 |

新（平成26年度）

|    | 名 称                                       | 編集又は発行所名                        | 発行年月   |
|----|---|---------------------------------|--------|
| 60 | 漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版                        | 全国漁協協会                          | H8. 9  |
| 61 | 水と緑の溪流づくり調査                               | 建設省河川局砂防部                       | H3. 8  |
| 62 | 溪流環境整備計画策定マニュアル(案)                        | 建設省河川局砂防部                       | H6. 9  |
| 63 | 砂防における自然環境調査マニュアル(案)                      | 建設省河川局砂防部                       | H3. 1  |
| 64 | 改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)                        | 全国治水砂防協会                        | S59.10 |
| 65 | 改訂 ダム貯水池水質調査要領                            | ダム水源環境整備センター                    | H8. 1  |
| 66 | グラウチング技術指針・同解説                            | 国土技術研究センター                      | H15. 7 |
| 67 | 鋼製砂防構造物設計便覧（平成21年版）                       | 砂防・地すべり技術センター                   | H21. 9 |
| 68 | 総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)                     | 総合土石流対策基本計画検討委員会                | H元. 9  |
| 69 | 土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)                  | 建設省河川局砂防部                       | H11. 4 |
| 70 | 新版 地すべり鋼管杭設計要領                            | 斜面防災対策技術協会                      | H20. 5 |
| 71 | 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例<br>—急傾斜地崩壊防止工事技術指針—      | 全国治水砂防協会                        | H19. 9 |
| 72 | ダム事業の手引き(平成元年度版)                          | ダム技術センター                        | H元. 4  |
| 73 | フィルダムの耐震設計指針(案)                           | 国土開発技術研究センター                    | H3. 6  |
| 74 | 多目的ダムの建設                                  | ダム技術センター                        | H17. 6 |
| 75 | 改訂3版 コンクリートダムの細部技術                        | ダム技術センター                        | H22. 8 |
| 76 | ルジオンテスト技術指針・同解説                           | 国土技術研究センター                      | H18. 7 |
| 77 | 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)              | 電力土木技術協会                        | H23. 3 |
| 78 | ダムの地質調査                                   | 土木学会                            | S62. 6 |
| 79 | ダムの岩盤掘削                                   | 土木学会                            | H4. 4  |
| 80 | 原位置岩盤試験法の指針—平板荷重試験法—<br>—せん断試験法— 孔内荷重試験法— | 土木学会                            | H12.12 |
| 81 | 軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～                    | 土木学会                            | H4.12  |
| 82 | 河川ハンドブック                                  | 山梨県県土整備部                        | H21. 4 |
| 83 | 土木工事設計マニュアル 砂防編                           | 山梨県県土整備部                        | H23. 1 |
| 84 | 河川定期縦横断データ作成ガイドライン                        | 国土交通省河川局                        | H20. 5 |
| 85 | 河川景観の形成と保全の考え方                            | 国土交通省河川局                        | H18.10 |
| 86 | 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料                | 国土交通省河川局<br>河川環境課               | H18. 8 |
| 87 | 多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点               | リバーフロント整備センター                   | H19. 3 |
| 88 | 砂防関係事業における景観形成ガイドライン                      | 国土交通省砂防部                        | H19. 2 |
| 89 | 海岸景観形成ガイドライン                              | 国土交通省河川局・港湾局、<br>農林水産省農村振興局、水産庁 | H18. 1 |

摘 要



旧（平成24年度）

|    | 名 称                            | 編集又は発行所名                            | 発行年月   |
|----|--------------------------------|-------------------------------------|--------|
| 84 | 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料     | 国土交通省河川局<br>河川環境課                   | H18. 8 |
| 85 | 多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点    | リバーフロント整備センター                       | H19. 3 |
| 86 | 砂防関係事業における景観形成ガイドライン           | 国土交通省砂防部                            | H19. 2 |
| 87 | 海岸景観形成ガイドライン                   | 国土交通省河川局・<br>港湾局、農林水産省<br>農村振興局、水産庁 | H18. 1 |
| 88 | 美しい山河を守る災害復旧基本方針               | 国土交通省                               | H18. 6 |
| 89 | 河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）            | リバーフロント整備センター                       | H13. 8 |
| 90 | 河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編） | 国土交通省                               | H16. 3 |
| 91 | ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）           | 建設省河川局                              | —      |
| 92 | 正常流量検討の手引き（案）                  | 国土交通省                               | H19. 9 |
| 93 | 洪水予測システムチェックリスト（案）             | 国土技術政策総合研究所                         | H22. 5 |
| 94 | 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説        | 国土技術政策総合研究所                         | H19. 3 |
| 95 | 土石流・流木対策設計技術指針解説               | 国土技術政策総合研究所                         | H19. 3 |

【3】道路関係

|    | 名 称                               | 編集又は発行所名 | 発行年月   |
|----|-----------------------------------|----------|--------|
| 1  | 建設省所管道路事業影響評価技術指針                 | 建設省      | S60. 9 |
| 2  | 道路環境影響評価要覧 <1992年版>               | 道路環境研究所  | H 4. 9 |
| 3  | 道路構造令の解説と運用                       | 日本道路協会   | H16. 2 |
| 4  | 第7次改訂 道路技術基準通達集—基準の変遷と通達—         | ぎょうせい    | H14. 3 |
| 5  | 林道規程—運用と解説—                       | 日本林道協会   | H23. 9 |
| 6  | 全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査（調査編）       | 国土交通省    | —      |
| 7  | 全国道路街路交通情勢調査実施要綱<br>自動車起終点調査（調査編） | 国土交通省    | —      |
| 8  | 全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査（調査編）       | 国土交通省    | —      |
| 9  | 交通渋滞実態調査マニュアル                     | 建設省土木研究所 | H 2. 2 |
| 10 | 自転車道等の設計基準解説                      | 日本道路協会   | S49.10 |
| 11 | 自転車道必携                            | 自転車道協会   | S60. 3 |
| 12 | 交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版           | 交通工学研究会  | H20. 7 |
| 13 | クロノイドポケットブック（改訂版）                 | 日本道路協会   | S49. 8 |
| 14 | 道路の交通容量                           | 日本道路協会   | S59. 9 |

新（平成26年度）

|     | 名 称                                  | 編集又は発行所名                   | 発行年月   |
|-----|--------------------------------------|----------------------------|--------|
| 90  | 美しい山河を守る災害復旧基本方針                     | 国土交通省                      | H18. 6 |
| 91  | 河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）                  | リバーフロント整備センター              | H13. 8 |
| 92  | 河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）       | 国土交通省                      | H16. 3 |
| 93  | ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）                 | 建設省河川局                     | —      |
| 94  | 試験湛水実施要領（案）                          | 国土交通省                      | H11.10 |
| 95  | 台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料                | ダム技術センター                   | H24. 6 |
| 96  | 改訂版 巡航RCD工法施工技術資料                    | ダム技術センター                   | H24. 2 |
| 97  | 貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）           | 国土交通省                      | H21. 7 |
| 98  | 活断層地形要素判読マニュアル                       | (独)土木研究所材料地盤研究が<br>らぶ(地質)他 | H18. 3 |
| 99  | 正常流量検討の手引き（案）                        | 国土交通省                      | H19. 9 |
| 100 | 洪水予測システムチェックリスト（案）                   | 国土技術政策総合研究所                | H22. 5 |
| 101 | 浸水想定区域作成マニュアル（改訂版）                   | 国土交通省                      | H26. 1 |
| 102 | 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン                  | 国土交通省                      | H26. 1 |
| 103 | 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説              | 国土技術政策総合研究所                | H19. 3 |
| 104 | 土石流・流木対策設計技術指針解説                     | 国土技術政策総合研究所                | H19. 3 |
| 105 | 多自然川づくりポイントブックⅡ 川の営力を活かした川づくり        | リバーフロント整備センター              | H20. 8 |
| 106 | 多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準；解説 | リバーフロント整備センター              | H23.10 |

H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加

【3】道路関係

|   | 名 称                                      | 編集又は発行所名 | 発行年月   |
|---|--|----------|--------|
| 1 | 建設省所管道路事業影響評価技術指針                        | 建設省      | S60. 9 |
| 2 | 道路環境影響評価要覧 <1992年版>                      | 道路環境研究所  | H4. 9  |
| 3 | 道路構造令の解説と運用                              | 日本道路協会   | H16. 2 |
| 4 | 第7次改訂 道路技術基準通達集—基準の変遷と通達—                | ぎょうせい    | H14. 3 |
| 5 | 林道規程—運用と解説—                              | 日本林道協会   | H23. 9 |
| 6 | 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編 | 国土交通省    | —      |
| 7 | 全国道路街路交通情勢調査実施要綱<br>自動車起終点調査（調査編）        | 国土交通省    | —      |
| 8 | 全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査（調査編）              | 国土交通省    | —      |
| 9 | 交通渋滞実態調査マニュアル                            | 建設省土木研究所 | H2. 2  |

摘 要

旧（平成24年度）

|    | 名 称   | 編集又は発行所名                      | 発行年月   |
|----|---|-------------------------------|--------|
| 15 | 道路の交通容量 1985  | 交通工学研究会                       | S62. 2 |
| 16 | HIGHWAY CAPACITY MANUAL                             | Transportation Research Board | 2010   |
| 17 | 改訂 平面交差の計画と設計・基礎編 第3版                               | 交通工学研究会                       | H19. 7 |
| 18 | 平面交差の計画と設計-応用編-2007                                 | 交通工学研究会                       | H19.10 |
| 19 | 路面標示設置マニュアル   | 交通工学研究会                       | H24. 1 |
| 20 | 交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計                             | 交通工学研究会                       | S63.12 |
| 21 | 生活道路のゾーン対策マニュアル                                     | 交通工学研究会                       | H23.12 |
| 22 | 道路環境影響評価の技術手法 I・II・III 2007改訂版                      | 道路環境研究所                       | H19. 9 |
| 23 | 道路土工要綱  | 日本道路協会                        | H21. 6 |
| 24 | 道路土工-切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)                           | 日本道路協会                        | H21. 6 |
| 25 | 道路土工-盛土工指針(平成22年度版)                                 | 日本道路協会                        | H22. 4 |
| 26 | 道路土工-軟弱地盤対策工指針                                      | 日本道路協会                        | S61.11 |
| 27 | 道路土工-仮設構造物工指針                                       | 日本道路協会                        | H11. 3 |
| 28 | 道路土工-擁壁工指針  | 日本道路協会                        | H11. 3 |
| 29 | 道路土工-カルバート工指針(平成21年度版)                              | 日本道路協会                        | H22. 3 |
| 30 | 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版                         | 土木研究センター                      | H14.10 |
| 31 | 補強土(テールバル)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版                      | 土木研究センター                      | H15.11 |
| 32 | ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版                      | 土木研究センター                      | H12. 2 |
| 33 | プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製) | 全国ボックスカルバート協会                 | H23. 3 |
| 34 | 下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)                      | 強化プラスチック複合管協会                 | H11. 3 |
| 35 | 下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)                     | 全国セラミックパイプ工業組合                | H11. 3 |
| 36 | 下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針                                  | 塩化ビニル管継手協会                    | H11. 3 |
| 37 | PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)                              | 日本PCボックスカルバート製品協会             | H 3.10 |
| 38 | のり枠工の設計・施工指針  | 全国特定法面保護協会                    | H18.11 |
| 39 | 道路橋示方書・同解説(I共通編・II鋼橋編)                              | 日本道路協会                        | H24. 3 |
| 40 | 道路橋示方書・同解説(I共通編・IIIコンクリート橋編)                        | 日本道路協会                        | H24. 3 |
| 41 | 道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下部構造編)                            | 日本道路協会                        | H24. 3 |
| 42 | 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)                                  | 日本道路協会                        | H24. 3 |
| 43 | 鋼道路橋の疲労設計指針   | 日本道路協会                        | H14. 3 |
| 44 | 鋼道路橋設計便覧  | 日本道路協会                        | S55. 8 |

新（平成26年度）

|    | 名 称   | 編集又は発行所名                      | 発行年月   |
|----|---|-------------------------------|--------|
| 10 | 自転車道等の設計基準解説  | 日本道路協会                        | S49.10 |
| 11 | 自転車道必携  | 自転車道路協会                       | S60. 3 |
| 12 | 自転車利用環境整備のためのキーポイント                                 | 日本道路協会                        | H25. 6 |
| 13 | 交通工学ハードブック 2008 DVD-ROM 版                           | 交通工学研究会                       | H20. 7 |
| 14 | クロノイドポケットブック(改訂版)                                   | 日本道路協会                        | S49. 8 |
| 15 | 道路の交通容量   | 日本道路協会                        | S59. 9 |
| 16 | 道路の交通容量 1985  | 交通工学研究会                       | S62. 2 |
| 17 | HIGHWAY CAPACITY MANUAL                             | Transportation Research Board | 2010   |
| 18 | 改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版                               | 交通工学研究会                       | H19. 7 |
| 19 | 平面交差の計画と設計-応用編-2007                                 | 交通工学研究会                       | H19.10 |
| 20 | 路面標示設置マニュアル   | 交通工学研究会                       | H24. 1 |
| 21 | 交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計                             | 交通工学研究会                       | S63.12 |
| 22 | 生活道路のゾーン対策マニュアル                                     | 交通工学研究会                       | H23.12 |
| 23 | 道路環境影響評価の技術手法 I・II・III 2007改訂版                      | 道路環境研究所                       | H19. 9 |
| 24 | 道路土工要綱  | 日本道路協会                        | H21. 6 |
| 25 | 道路土工-切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)                           | 日本道路協会                        | H21. 6 |
| 26 | 道路土工-盛土工指針(平成22年度版)                                 | 日本道路協会                        | H22. 4 |
| 27 | 道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)                             | 日本道路協会                        | H24. 8 |
| 28 | 道路土工-仮設構造物工指針                                       | 日本道路協会                        | H11. 3 |
| 29 | 道路土工-擁壁工指針(平成24年度版)                                 | 日本道路協会                        | H24. 7 |
| 30 | 道路土工-カルバート工指針(平成21年度版)                              | 日本道路協会                        | H22. 3 |
| 31 | 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版                         | 土木研究センター                      | H14.10 |
| 32 | 補強土(テールバル)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版                      | 土木研究センター                      | H15.11 |
| 33 | ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版                      | 土木研究センター                      | H12. 2 |
| 34 | プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製) | 全国ボックスカルバート協会                 | H23. 3 |
| 35 | 下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)                      | 強化プラスチック複合管協会                 | H11. 3 |
| 36 | 下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)                     | 全国セラミックパイプ工業組合                | H11. 3 |
| 37 | 下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針                                  | 塩化ビニル管継手協会                    | H11. 3 |
| 38 | PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)                              | 日本PCボックスカルバート製品協会             | H3.10  |
| 39 | のり枠工の設計・施工指針  | 全国特定法面保護協会                    | H18.11 |

H26 追加

摘 要



旧（平成24年度）

|    | 名 称  | 編集又は発行所名 | 発行年月                       |
|----|--|----------|----------------------------|
| 45 | 鋼道路橋施工便覧   | 日本道路協会   | S60. 2                     |
| 46 | 道路橋耐風設計便覧  | 日本道路協会   | H20. 1                     |
| 47 | 杭基礎設計便覧(改訂版)   | 日本道路協会   | H19. 1                     |
| 48 | 杭基礎施工便覧(改訂版)   | 日本道路協会   | H19. 1                     |
| 49 | 鋼管矢板基礎設計施工便覧   | 日本道路協会   | H 9.12                     |
| 50 | 立体横断施設技術基準・同解説   | 日本道路協会   | S54. 1                     |
| 51 | コンクリート道路橋設計便覧  | 日本道路協会   | H 6. 2                     |
| 52 | コンクリート道路橋施工便覧  | 日本道路協会   | H10. 1                     |
| 53 | プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート T げた道路橋設計施工指針                         | 日本道路協会   | H 4.10                     |
| 54 | 道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)  | 日本道路協会   | H 5. 4                     |
| 55 | 道路橋支承標準設計(すべり支承編)  | 日本道路協会   | H 5. 5                     |
| 56 | 道路橋伸縮装置便覧  | 日本道路協会   | S45.11                     |
| 57 | 道路橋支承便覧  | 日本道路協会   | H16. 4                     |
| 58 | 鋼道路橋塗装・防食便覧  | 日本道路協会   | H17.12                     |
| 59 | 鋼道路橋塗装便覧別冊資料 ー塗膜劣化程度標準写真帳ー   | 日本道路協会   | H 2. 6                     |
| 60 | 鋼橋の疲労  | 日本道路協会   | H 9. 5                     |
| 61 | 道路橋補修便覧  | 日本道路協会   | S54. 2                     |
| 62 | 鋼道路橋の細部構造に関する資料集   | 日本道路協会   | H 3. 7                     |
| 63 | 小規模吊橋指針・同解説  | 日本道路協会   | S59. 4                     |
| 64 | 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説  | 日本道路協会   | S59. 2                     |
| 65 | 道路橋床版防水便覧  | 日本道路協会   | H19. 3                     |
| 66 | 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料   | 日本道路協会   | S62. 1                     |
| 67 | 鋼構造架設設計施工指針 [2001年版]   | 土木学会     | H14. 4                     |
| 68 | 美しい橋のデザインマニュアル第1集  | 土木学会     | H 5. 3                     |
| 69 | 美しい橋のデザインマニュアル第2集  | 土木学会     | H 5. 7                     |
| 70 | 道路橋景観便覧<br>・橋の美 Iー道路橋景観便覧ー<br>・橋の美 IIー道路橋景観便覧ー<br>・橋の美 IIIー橋梁デザインー | 日本道路協会   | S52. 7<br>S56. 6<br>H 4. 5 |
| 71 | 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)<br>平成20年改訂版                               | 日本道路協会   | H20.10                     |
| 72 | 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説  | 日本道路協会   | H15.11                     |
| 73 | 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説  | 日本道路協会   | H13.10                     |

新（平成26年度）

|    | 名 称  | 編集又は発行所名 | 発行年月   |
|----|--|----------|--------|
| 40 | 道路橋示方書・同解説(I共通編・II鋼橋編)                     | 日本道路協会   | H24. 3 |
| 41 | 道路橋示方書・同解説(I共通編・IIIコンクリート橋編)               | 日本道路協会   | H24. 3 |
| 42 | 道路橋示方書・同解説(I共通編・IV下部構造編)                   | 日本道路協会   | H24. 3 |
| 43 | 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)                         | 日本道路協会   | H24. 3 |
| 44 | 鋼道路橋の疲労設計指針                                | 日本道路協会   | H14. 3 |
| 45 | 鋼道路橋設計便覧                                   | 日本道路協会   | S55. 8 |
| 46 | 鋼道路橋施工便覧                                   | 日本道路協会   | S60. 2 |
| 47 | 道路橋耐風設計便覧                                  | 日本道路協会   | H20. 1 |
| 48 | 杭基礎設計便覧(改訂版)                               | 日本道路協会   | H19. 1 |
| 49 | 杭基礎施工便覧(改訂版)                               | 日本道路協会   | H19. 1 |
| 50 | 鋼管矢板基礎設計施工便覧                               | 日本道路協会   | H9.12  |
| 51 | 斜面上の深礎基礎設計施工便覧                             | 日本道路協会   | H24. 4 |
| 52 | 立体横断施設技術基準・同解説                             | 日本道路協会   | S54. 1 |
| 53 | コンクリート道路橋設計便覧                              | 日本道路協会   | H6. 2  |
| 54 | コンクリート道路橋施工便覧                              | 日本道路協会   | H10. 1 |
| 55 | プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート T げた道路橋設計施工指針 | 日本道路協会   | H4.10  |
| 56 | 道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)                    | 日本道路協会   | H5. 4  |
| 57 | 道路橋支承標準設計(すべり支承編)                          | 日本道路協会   | H5. 5  |
| 58 | 道路橋伸縮装置便覧                                  | 日本道路協会   | S45.11 |
| 59 | 道路橋支承便覧                                    | 日本道路協会   | H16. 4 |
| 60 | 鋼道路橋塗装・防食便覧                                | 日本道路協会   | H17.12 |
| 61 | 鋼道路橋塗装便覧別冊資料 ー塗膜劣化程度標準写真帳ー                 | 日本道路協会   | H2. 6  |
| 62 | 鋼橋の疲労                                      | 日本道路協会   | H9. 5  |
| 63 | 道路橋補修便覧                                    | 日本道路協会   | S54. 2 |
| 64 | 鋼道路橋の細部構造に関する資料集                           | 日本道路協会   | H3. 7  |
| 65 | 小規模吊橋指針・同解説                                | 日本道路協会   | S59. 4 |
| 66 | 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説                          | 日本道路協会   | S59. 2 |
| 67 | 道路橋床版防水便覧                                  | 日本道路協会   | H19. 3 |
| 68 | 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料                     | 日本道路協会   | S62. 1 |
| 69 | 鋼構造架設設計施工指針 [2001年版]                       | 土木学会     | H14. 4 |
| 70 | 美しい橋のデザインマニュアル第1集                          | 土木学会     | H5. 3  |

H26 追加

摘 要

旧（平成24年度）

|     | 名 称                        | 編集又は発行所名            | 発行年月   |
|-----|----------------------------|---------------------|--------|
| 74  | 道路トンネル維持管理便覧               | 日本道路協会              | H 5.11 |
| 75  | 道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版     | 日本道路協会              | H21. 2 |
| 76  | 道路トンネル安全施工技術指針             | 日本道路協会              | H 8.10 |
| 77  | シールドトンネル設計・施工指針            | 日本道路協会              | H21. 2 |
| 78  | 舗装の構造に関する技術基準・同解説          | 日本道路協会              | H13. 9 |
| 79  | 舗装設計施工指針 平成18年版            | 日本道路協会              | H18. 2 |
| 80  | 排水性舗装技術指針(案)               | 日本道路協会              | H 8.11 |
| 81  | 転圧コンクリート舗装技術指針(案)          | 日本道路協会              | H 2.11 |
| 82  | アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)     | 日本道路協会              | H 4.12 |
| 83  | 舗装設計便覧 平成18年版              | 日本道路協会              | H18. 2 |
| 84  | 舗装施工便覧 平成18年版              | 日本道路協会              | H18. 2 |
| 85  | アスファルト混合所便覧(平成8年版)         | 日本道路協会              | H 8.10 |
| 86  | 舗装再生便覧 平成22年版              | 日本道路協会              | H22.11 |
| 87  | 砂利道の遷青路面処理指針               | 日本アスファルト協会          | S59. 9 |
| 88  | フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)    | 日本アスファルト協会          | S61. 9 |
| 89  | 高炉スラグ路盤設計施工指針              | 鐵鋼スラグ協会             | S57. 6 |
| 90  | 製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針    | 鐵鋼スラグ協会             | S57. 7 |
| 91  | 製鋼スラグ路盤設計施工指針              | 鐵鋼スラグ協会             | S60. 9 |
| 92  | インターロッキングブロック舗装設計施工要領      | インターロッキングブロック舗装技術協会 | H19. 3 |
| 93  | 設計要領第一集 舗装編                | N E X C O           | H23. 7 |
| 94  | 構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成13年版    | 公共建築協会              | H13. 4 |
| 95  | 併用軌道構造設計指針                 | 日本道路協会              | S37.5  |
| 96  | 路上再生路盤工法技術指針(案)            | 日本道路協会              | S62. 1 |
| 97  | 路上表層再生工法技術指針(案)            | 日本道路協会              | S63.11 |
| 98  | 道路維持修繕要綱(改訂版)              | 日本道路協会              | S53. 7 |
| 99  | 舗装調査・試験法便覧(全4分冊)           | 日本道路協会              | H22. 1 |
| 100 | 道路震災対策便覧(震前対策編) 平成18年度 改訂版 | 日本道路協会              | H18. 9 |
| 101 | 道路震災対策便覧(震災復旧編) 平成18年度 改訂版 | 日本道路協会              | H19. 3 |
| 102 | 落石対策便覧                     | 日本道路協会              | H12. 6 |
| 103 | 道路緑化技術基準・同解説               | 日本道路協会              | S63.12 |
| 104 | 道路防雪便覧                     | 日本道路協会              | H 2. 5 |

新（平成26年度）

|    | 名 称  | 編集又は発行所名            | 発行年月                   |
|----|--|---------------------|------------------------|
| 71 | 美しい橋のデザインマニュアル第2集  | 土木学会                | H5.7                   |
| 72 | 道路橋景観便覧<br>・橋の美 I-道路橋景観便覧-<br>・橋の美 II-道路橋景観便覧-<br>・橋の美 III-橋梁デザイン- | 日本道路協会              | S52.7<br>S56.6<br>H4.5 |
| 73 | 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版                                       | 日本道路協会              | H20.10                 |
| 74 | 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説  | 日本道路協会              | H15.11                 |
| 75 | 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説  | 日本道路協会              | H13.10                 |
| 76 | 道路トンネル維持管理便覧   | 日本道路協会              | H5.11                  |
| 77 | 道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版   | 日本道路協会              | H21.2                  |
| 78 | 道路トンネル安全施工技術指針   | 日本道路協会              | H8.10                  |
| 79 | シールドトンネル設計・施工指針  | 日本道路協会              | H21.2                  |
| 80 | 舗装の構造に関する技術基準・同解説  | 日本道路協会              | H13.9                  |
| 81 | 舗装設計施工指針 平成18年版  | 日本道路協会              | H18.2                  |
| 82 | 排水性舗装技術指針(案)   | 日本道路協会              | H8.11                  |
| 83 | 転圧コンクリート舗装技術指針(案)  | 日本道路協会              | H2.11                  |
| 84 | アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)   | 日本道路協会              | H4.12                  |
| 85 | 舗装設計便覧 平成18年版  | 日本道路協会              | H18.2                  |
| 86 | 舗装施工便覧 平成18年版  | 日本道路協会              | H18.2                  |
| 87 | アスファルト混合所便覧(平成8年版)   | 日本道路協会              | H8.10                  |
| 88 | 舗装再生便覧 平成22年版  | 日本道路協会              | H22.11                 |
| 89 | 砂利道の遷青路面処理指針   | 日本アスファルト協会          | S59.9                  |
| 90 | フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)  | 日本アスファルト協会          | S61.9                  |
| 91 | 高炉スラグ路盤設計施工指針  | 鐵鋼スラグ協会             | S57.6                  |
| 92 | 製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針  | 鐵鋼スラグ協会             | S57.7                  |
| 93 | 製鋼スラグ路盤設計施工指針  | 鐵鋼スラグ協会             | S60.9                  |
| 94 | インターロッキングブロック舗装設計施工要領  | インターロッキングブロック舗装技術協会 | H19.3                  |
| 95 | 設計要領第一集 舗装編  | N E X C O           | H24.7                  |
| 96 | 構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成13年版  | 公共建築協会              | H13.4                  |
| 97 | 併用軌道構造設計指針   | 日本道路協会              | S37.5                  |
| 98 | 路上再生路盤工法技術指針(案)  | 日本道路協会              | S62.1                  |
| 99 | 路上表層再生工法技術指針(案)  | 日本道路協会              | S63.11                 |

摘 要



| 旧（平成24年度）           |                             |   |                         | 新（平成26年度）         |     |                           |   | 摘要                      |        |       |
|---------------------|-----------------------------|---|-------------------------|-------------------|-----|---------------------------|---|-------------------------|--------|-------|
|                     | 名                           | 称 | 編集又は発行所名                | 発行年月              |     | 名                         | 称 | 編集又は発行所名                | 発行年月   |       |
| 105                 | 共同溝設計指針                     |   | 日本道路協会                  | S61.3             | 100 | 道路維持修繕要綱(改訂版)             |   | 日本道路協会                  | S53.7  |       |
| 106                 | プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)   |   | 道路保全技術センター              | H6.3              | 101 | 舗装調査・試験法便覧(全4分冊)          |   | 日本道路協会                  | H22.1  |       |
| 107                 | 共同溝耐震設計要領(案)                |   | 建設省土木研究所                | S59.10            | 102 | 道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版  |   | 日本道路協会                  | H18.9  |       |
| 108                 | キャブシステム技術マニュアル(案)解説         |   | 開発問題研究所                 | H5.8              | 103 | 道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版  |   | 日本道路協会                  | H19.3  |       |
| 109                 | 防護柵の設置基準・同解説                |   | 日本道路協会                  | H20.1             | 104 | 道路震災対策便覧(震災危機管理編)         |   | 日本道路協会                  | H23.1  | H26追加 |
| 110                 | 車両用防護柵標準仕様・同解説              |   | 日本道路協会                  | H16.3             | 105 | 落石対策便覧                    |   | 日本道路協会                  | H12.6  |       |
| <del>111</del>      | <del>改訂 路面表示設置の手引 第4版</del> |   | <del>交通工学研究会</del>      | <del>H26.12</del> | 106 | 道路緑化技術基準・同解説              |   | 日本道路協会                  | S63.12 |       |
| 112                 | 道路標識設置基準・同解説                |   | 日本道路協会                  | S62.1             | 107 | 道路防雪便覧                    |   | 日本道路協会                  | H2.5   |       |
| 113                 | 視線誘導標設置基準・同解説               |   | 日本道路協会                  | S59.10            | 108 | 共同溝設計指針                   |   | 日本道路協会                  | S61.3  |       |
| 114                 | 道路照明施設設置基準・同解説              |   | 日本道路協会                  | H19.10            | 109 | プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) |   | 道路保全技術センター              | H6.3   |       |
| 115                 | 道路・トンネル照明器材仕様書              |   | 建設電気技術協会                | H20.8             | 110 | 共同溝耐震設計要領(案)              |   | 建設省土木研究所                | S59.10 |       |
| 116                 | 道路反射鏡設置指針                   |   | 日本道路協会                  | S55.12            | 111 | キャブシステム技術マニュアル(案)解説       |   | 開発問題研究所                 | H5.8   |       |
| 117                 | 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説        |   | 日本道路協会                  | S60.9             | 112 | 防護柵の設置基準・同解説              |   | 日本道路協会                  | H20.1  |       |
| 118                 | 道路標識ハンドブック(2004年版)          |   | 全国道路標識・標示業協会            | H16.8             | 113 | 車両用防護柵標準仕様・同解説            |   | 日本道路協会                  | H16.3  |       |
| 119                 | 路面標示ハンドブック                  |   | 全国道路標識・標示業協会            | H13.12            | 114 | 道路標識設置基準・同解説              |   | 日本道路協会                  | S62.1  |       |
| 120                 | 駐車場設計・施工指針 同解説              |   | 日本道路協会                  | H4.11             | 115 | 視線誘導標設置基準・同解説             |   | 日本道路協会                  | S59.10 |       |
| 121                 | 料金徴収施設設置基準(案)・同解説           |   | 日本道路協会                  | H11.9             | 116 | 道路照明施設設置基準・同解説            |   | 日本道路協会                  | H19.10 |       |
| 122                 | 工事設計マニュアル 道路編Ⅰ(道路)          |   | 山梨県土木整備部                | H24.4             | 117 | 道路・トンネル照明器材仕様書            |   | 建設電気技術協会                | H20.8  |       |
| 123                 | 土木工事設計マニュアル 道路編Ⅱ(橋梁)        |   | 山梨県土木部                  | H13.11            | 118 | LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)   |   | 国土交通省                   | H23.9  | H26追加 |
| 124                 | 道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説    |   | 道路環境研究所                 | H17.7             | 119 | 道路反射鏡設置指針                 |   | 日本道路協会                  | S55.12 |       |
| 125                 | 平成21年度道路環境センサ調査要綱           |   | 道路局地方道路環境課, 国土技術政策総合研究所 | H21.6             | 120 | 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説      |   | 日本道路協会                  | S60.9  |       |
| 126                 | 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説     |   | 日本道路協会                  | H19.1             | 121 | 道路標識ハンドブック(2004年版)        |   | 全国道路標識・標示業協会            | H16.8  |       |
| 127                 | 道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]           |   | 道路保全技術センター              | H8.8              | 122 | 路面標示ハンドブック                |   | 全国道路標識・標示業協会            | H13.12 |       |
| 128                 | 道路防災総点検要領[地震]               |   | 道路保全技術センター              | H8.8              | 123 | 駐車場設計・施工指針 同解説            |   | 日本道路協会                  | H4.11  |       |
| 129                 | 防災カルテ作成・運用要領                |   | 道路保全技術センター              | H8.12             | 124 | 料金徴収施設設置基準(案)・同解説         |   | 日本道路協会                  | H11.9  |       |
| 130                 | 道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]           |   | 道路保全技術センター              | H19.9             | 125 | 土木工事設計マニュアル 道路編Ⅰ(道路)      |   | 山梨県土木整備部                | H25.4  |       |
|                     |                             |   |                         |                   | 126 | 土木工事設計マニュアル 道路編Ⅱ(橋梁)      |   | 山梨県土木整備部                | H26.7  |       |
|                     |                             |   |                         |                   | 127 | 道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説  |   | 道路環境研究所                 | H17.7  |       |
|                     |                             |   |                         |                   | 128 | 平成21年度道路環境センサ調査要領         |   | 道路局地方道路環境課, 国土技術政策総合研究所 | H21.6  |       |
|                     |                             |   |                         |                   | 129 | 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説   |   | 日本道路協会                  | H19.1  |       |
|                     |                             |   |                         |                   | 130 | 道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]         |   | 道路保全技術センター              | H8.8   |       |
| <b>【4】電気・機械・設備等</b> |                             |   |                         |                   |     |                           |   |                         |        |       |
|                     | 名                           | 称 | 編集又は発行所名                | 発行年月              |     |                           |   |                         |        |       |
| 1                   | 日本電機工業会(JEM)規格              |   | 日本電機工業会                 | -                 |     |                           |   |                         |        |       |

旧（平成24年度）

|   | 名 称                            | 編集又は発行所名           | 発行年月   |
|---|--------------------------------|--------------------|--------|
| 2 | 解説 電気設備の技術基準 最終改正 平成23年7月 解釈改正 | 経済産業省<br>原子力安全・保安院 | H23. 7 |
| 3 | 内線規程 JEAC 8001・2005            | 日本電気協会             | H17. 9 |
| 4 | 電気通信設備工事共通仕様書 平成23年版           | 建設電気技術協会           | H23. 3 |
| 5 | 電気通信設備施工管理の手引き 平成22年版          | 建設電気技術協会           | H22. 9 |
| 6 | 建築設備設計基準 平成21年版                | 国土交通省              | H21. 3 |
| 7 | 公共建築工事標準仕様書〔建築工事編〕平成22年版       | 国土交通省              | H22. 3 |

新（平成26年度）

|     | 名 称                           | 編集又は発行所名           | 発行年月   |
|-----|-------------------------------|--------------------|--------|
| 131 | 道路防災総点検要領〔地震〕                 | 道路保全技術センター         | H8. 8  |
| 132 | 防災カルテ作成・運用要領                  | 道路保全技術センター         | H8. 12 |
| 133 | 道路防災点検の手引〔豪雨・豪雪等〕             | 道路保全技術センター         | H19. 9 |
| 134 | 山梨県橋梁点検要領                     | 山梨県県土整備部           | H23. 4 |
| 135 | 橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)     | 国土交通省道路局<br>国道・防災課 | H16. 3 |
| 136 | 橋梁定期点検要領(案)                   | 国土交通省道路局<br>国道・防災課 | H26. 6 |
| 137 | 橋梁における第三者被害予防措置要領(案)          | 国土交通省道路局<br>国道・防災課 | H16. 3 |
| 138 | ずい道等建設工事における換気技術指針            | 建設業労働災害防止協会        | H24. 3 |
| 139 | 道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案) | 日本建設機械化協会          | H15. 7 |

H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加  
H26 追加

【4】電気・機械・設備等

|   | 名 称                      | 編集又は発行所名           | 発行年月    |
|---|--------------------------|--------------------|---------|
| 1 | 日本電機工業会(JEM)規格           | 日本電機工業会            | —       |
| 2 | 解説 電気設備の技術基準 最終改正        | 経済産業省<br>原子力安全・保安院 | H25. 10 |
| 3 | 内線規程 JEAC 8001・2011      | 日本電気協会             | H24. 2  |
| 4 | 電気通信設備工事共通仕様書 平成25年版     | 国土交通省              | H25. 3  |
| 5 | 電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版    | 国土交通省              | H25. 11 |
| 6 | 建築設備設計基準 平成21年版          | 国土交通省              | H21. 3  |
| 7 | 公共建築工事標準仕様書〔建築工事編〕平成25年版 | 国土交通省              | H25. 3  |

摘 要



| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘要 |
|--|--|----|
| <p style="text-align: center;"><b>第3章 砂防構造物設計</b></p> <p><b>第1節 砂防構造物設計</b></p> <p><b>第3301条</b> 砂防構造物設計の種類<br/> 砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 砂防えん堤及び床固工の設計</li> <li>(2) 溪流保全工（流路工）の設計</li> <li>(3) 土石流対策工及び流木対策工の設計</li> <li>(4) 護岸工の設計</li> <li>(5) 山腹工の設計</li> </ol> <p><b>第2節 砂防えん堤及び床固工の設計</b></p> <p><b>第3302条</b> 砂防えん堤及び床固工設計の区分<br/> 砂防えん堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予備設計</li> <li>(2) 詳細設計</li> </ol> <p><b>第3303条</b> 砂防えん堤及び床固工予備設計</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務目的<br/> 砂防えん堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防えん堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。</li> <li>2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計計画<br/> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</li> <li>(2) 現地踏査<br/> 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。</li> <li>(3) 基本事項検討<br/> 受注者は、砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地質条件検討<br/> 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。</li> <li>2) 設計条件検討<br/> 計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</li> <li>3) 環境条件検討</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> | <p style="text-align: center;"><b>第3章 砂防構造物設計</b></p> <p><b>第1節 砂防構造物設計</b></p> <p><b>第3301条</b> 砂防構造物設計の種類<br/> 砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 砂防堰堤及び床固工の設計</li> <li>(2) 溪流保全工（流路工）の設計</li> <li>(3) 土石流対策工及び流木対策工の設計</li> <li>(4) 護岸工の設計</li> <li>(5) 山腹工の設計</li> </ol> <p><b>第2節 砂防堰堤及び床固工の設計</b></p> <p><b>第3302条</b> 砂防堰堤及び床固工設計の区分<br/> 砂防堰堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予備設計</li> <li>(2) 詳細設計</li> </ol> <p><b>第3303条</b> 砂防堰堤及び床固工予備設計</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務目的<br/> 砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。</li> <li>2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計計画<br/> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</li> <li>(2) 現地踏査<br/> 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。</li> <li>(3) 基本事項検討<br/> 受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地質条件検討<br/> 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。</li> <li>2) 設計条件検討<br/> 計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</li> <li>3) 環境条件検討</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> |    |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|---|--|-----|
| <p>環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。</p> <p>(4) 配置設計<br/>受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする</p> <p>1) 砂防えん堤・床固工形式の選定<br/>砂防計画、砂防えん堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。</p> <p>2) 比較案作成<br/>選定された砂防えん堤・床固工形式を適用して、3案のえん堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。</p> <p>(5) 施設設計検討<br/>受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 本體工設計<br/>配置設計の検討結果に基づき、本體、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。</p> <p>2) 基礎工検討<br/>砂防えん堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。えん堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。</p> <p>3) 景観検討<br/>自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p> <p>(6) 概算工事費<br/>受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 最適案の選定<br/>受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討<br/>受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査<br/>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(10) 総合検討</p> | <p>環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。</p> <p>(4) 配置設計<br/>受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする</p> <p>1) 砂防堰堤・床固工形式の選定<br/>砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。</p> <p>2) 比較案作成<br/>選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量についてペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。</p> <p>(5) 施設設計検討<br/>受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。</p> <p>1) 本體工設計<br/>配置設計の検討結果に基づき、本體、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。</p> <p>2) 基礎工検討<br/>砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。</p> <p>3) 景観検討<br/>自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p> <p>(6) 概算工事費<br/>受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 最適案の選定<br/>受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討<br/>受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査<br/>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>(10) 総合検討</p> |     |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p>受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料<br/>1) 当該流域に関する砂防調査資料<br/>2) 砂防施設配置計画検討資料<br/>3) 既往施設の計画諸元等</p> <p>(2) 測量調査資料<br/>1) 地形図（縮尺 1/1,000～1/5,000）<br/>2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/1,000～1/5,000）<br/>3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(3) 地質調査資料<br/>1) 計画地点周辺の地質文献資料</p> <p>(4) その他資料<br/>1) 自然環境調査資料<br/>2) 社会環境調査資料</p> <p><b>第3304条</b> 砂防えん堤及び床固工詳細設計</p> <p>1. 業務目的<br/>砂防えん堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防えん堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定<br/>受注者は、砂防えん堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>1) 地質条件<br/>地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層の地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件</p> | <p>受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。</p> <p>(11) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料<br/>1) 当該流域に関する砂防調査資料<br/>2) 砂防施設配置計画検討資料<br/>3) 既往施設の計画諸元等</p> <p>(2) 測量調査資料<br/>1) 地形図（縮尺 1/1,000～1/5,000）<br/>2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/1,000～1/5,000）<br/>3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(3) 地質調査資料<br/>1) 計画地点周辺の地質文献資料</p> <p>(4) その他資料<br/>1) 自然環境調査資料<br/>2) 社会環境調査資料</p> <p><b>第3304条</b> 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>1. 業務目的<br/>砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定<br/>受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</p> <p>1) 地質条件<br/>地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層の地質条件の確認、整理を行う。</p> <p>2) 設計条件</p> |     |



| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|--|---|-----|
| <p>計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。</p> <p>3) 環境条件<br/>環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 本体内設計<br/>受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、以下のとおりとする</p> <p>① 本えん堤<br/>② 副えん堤<br/>③ 水叩き<br/>④ 側壁護岸<br/>⑤ 床固工<br/>⑥ 魚道工</p> <p>2) 基礎工設計<br/>受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。えん堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>3) 景観設計<br/>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画<br/>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計<br/>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算<br/>受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査<br/>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件等、基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</p> | <p>計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。</p> <p>3) 環境条件<br/>環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 本体内設計<br/>受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、以下のとおりとする</p> <p>① 本堰堤<br/>② 副堰堤<br/>③ 水叩き<br/>④ 側壁護岸<br/>⑤ 床固工<br/>⑥ 魚道工</p> <p>2) 基礎工設計<br/>受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。</p> <p>3) 景観設計<br/>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画<br/>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計<br/>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。</p> <p>(6) 数量計算<br/>受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査<br/>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件等、基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</p> |     |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）   | 摘要 |
|---|---|----|
| <p>(8) 総合検討<br/>受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元等</li> <li>4) 砂防えん堤・床固工予備設計資料</li> </ol> <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）</li> <li>2) 縦断面図（縮尺縦 1/200, 横 1/1,000）</li> <li>3) 堆砂地横断面図（縮尺 1/100～1/200）</li> <li>4) 主・副えん堤縦断面図（縮尺 1/100～1/200）</li> <li>5) 主・副えん堤横断面図（縮尺 1/100～1/200）</li> </ol> <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設計画地点付近の地質調査資料</li> <li>2) 施設計画地点のボーリング調査資料</li> <li>3) 主・副えん堤軸地質断面図</li> </ol> <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> | <p>(8) 総合検討<br/>受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元等</li> <li>4) 砂防堰堤・床固工予備設計資料</li> </ol> <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）</li> <li>2) 縦断面図（縮尺縦 1/200, 横 1/1,000）</li> <li>3) 堆砂地横断面図（縮尺 1/100～1/200）</li> <li>4) 主・副堰堤縦断面図（縮尺 1/100～1/200）</li> <li>5) 主・副堰堤横断面図（縮尺 1/100～1/200）</li> </ol> <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設計画地点付近の地質調査資料</li> <li>2) 施設計画地点のボーリング調査資料</li> <li>3) 主・副堰堤軸地質断面図</li> </ol> <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> |    |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|--|---|-----|
| <p><b>第3307条 溪流保全工詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的<br/> 溪流保全工の詳細設計業務は、予備設計で検討された溪流保全工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/> 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定<br/> 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、配置設計、流下断面、床固工・帯工の基本構造、及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計<br/> 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲<br/> 溪流保全工の設計範囲は、床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。</p> <p>2) 付属施設設計<br/> 排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。</p> <p>3) 景観設計<br/> 自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計<br/> 受注者は、施工計画及び仮設構造物設計について、第3304条第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 数量計算<br/> 受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査<br/> 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。<br/> なお、照査項目は第3304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 総合検討<br/> 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成<br/> 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> | <p><b>第3307条 溪流保全工詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的<br/> 溪流保全工の詳細設計業務は、予備設計で検討された溪流保全工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/> 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項決定<br/> 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、配置設計、流下断面、床固工・帯工の基本構造、及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計<br/> 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲<br/> 溪流保全工の設計範囲は、床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。</p> <p>2) 付属施設設計<br/> 排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。</p> <p>3) 景観設計<br/> 自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計<br/> 受注者は、施工計画及び仮設構造物設計について、第3304条第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 数量計算<br/> 受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査<br/> 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。<br/> なお、照査項目は第3304条砂防堰堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 総合検討<br/> 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</p> <p>(9) 報告書作成<br/> 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> |     |



| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|---|---|-----|
| <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元等</li> <li>4) 溪流保全工予備設計資料</li> </ol> <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）</li> <li>2) 河川縦断図（縮尺縦 1/200～横 1/1,000）</li> <li>3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）</li> </ol> <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設計画地点付近の地質調査資料</li> </ol> <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> | <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元等</li> <li>4) 溪流保全工予備設計資料</li> </ol> <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）</li> <li>2) 河川縦断図（縮尺縦 1/200～横 1/1,000）</li> <li>3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）</li> </ol> <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設計画地点付近の地質調査資料</li> </ol> <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> |     |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|--|---|-----|
| <p><b>第3311条 流木対策工予備設計</b></p> <p>1. 業務目的<br/>流木対策工の予備設計業務は設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、流木対策工の基本諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討<br/>受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する方法（透過型砂防えん堤、流木止め工等）を検討するものとする。</p> <p>(4) 配置計画<br/>受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本えん堤又は副えん堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>1) 施設設計の範囲<br/>設計範囲は、流木発生抑制施設、流木捕捉施設とする。</p> <p>2) 基本図面作成<br/>受注者は、3案の配置設計に基づいて、標準構造図を作成するものとする。</p> <p>3) 数量算出<br/>受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討<br/>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p> <p>(6) 概算工事費<br/>受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 最適案の選定<br/>受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討<br/>受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。</p> | <p><b>第3311条 流木対策工予備設計</b></p> <p>1. 業務目的<br/>流木対策工の予備設計業務は設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、流木対策工の基本諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討<br/>受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する方法（透過型砂防堰堤、流木止め工等）を検討するものとする。</p> <p>(4) 配置計画<br/>受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本堰堤又は副堰堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>1) 施設設計の範囲<br/>設計範囲は、流木発生抑制施設、流木捕捉施設とする。</p> <p>2) 基本図面作成<br/>受注者は、3案の配置設計に基づいて、標準構造図を作成するものとする。</p> <p>3) 数量算出<br/>受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討<br/>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</p> <p>(6) 概算工事費<br/>受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。</p> <p>(7) 最適案の選定<br/>受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討<br/>受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。</p> |     |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p>(9) 照査<br/>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</li> <li>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</li> <li>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>(10) 総合検討<br/>受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。</p> <p>(11) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元</li> </ol> <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）</li> <li>2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）</li> <li>3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）</li> </ol> <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 計画地点周辺の地質文献資料</li> <li>2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料</li> </ol> <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> | <p>(9) 照査<br/>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</li> <li>2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</li> <li>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</li> <li>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</li> </ol> <p>(10) 総合検討<br/>受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。</p> <p>(11) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 砂防計画資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当該流域に関する砂防調査資料</li> <li>2) 砂防施設配置計画検討資料</li> <li>3) 既往施設の計画諸元</li> </ol> <p>(2) 測量調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）</li> <li>2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）</li> <li>3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）</li> </ol> <p>(3) 地質調査資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 計画地点周辺の地質文献資料</li> <li>2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料</li> </ol> <p>(4) その他資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然環境調査資料</li> <li>2) 社会環境調査資料</li> </ol> |     |



旧（平成24年度）

新（平成26年度）

摘要

**第7節 成果品**

**第3319条** 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条に従うものとする。

(1) 砂防えん堤及び床固工の設計

1) 予備設計の成果品

表3.3.1 成果品一覧

| 設計項目    | 成果品項目                             | 縮尺                               | 摘要 |
|---------|-----------------------------------|----------------------------------|----|
| 報告書     |                                   |                                  |    |
| 基本事項検討  | (1)基本事項の検討                        |                                  |    |
| 配置設計    | (1)位置の検討<br>(2)規模の検討<br>(3)形式の検討  |                                  |    |
| 施設設計検討  | (1)設計計算書<br>(2)施設構造検討<br>(3)基礎工検討 |                                  |    |
| 施工計画概要書 | (1)施工法の検討                         |                                  |    |
| 概算工事費   | (1)概算数量<br>(2)概算工事費               |                                  |    |
| 総合検討    | (1)課題整理<br>(2)今後の調査事項             |                                  |    |
| 基本図面    | 位置図                               | 1:2,500~1:50,000                 |    |
|         | 平面図                               | 1:500~1:1,000                    |    |
|         | 縦断図                               | H=1:200~1:1,000<br>V=1:100~1:200 |    |
|         | 構造図                               | 1:100~1:500                      |    |

**第7節 成果品**

**第3319条** 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条に従うものとする。

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

1) 予備設計の成果品

表3.3.1 成果品一覧

| 設計項目    | 成果品項目                             | 縮尺                               | 摘要 |
|---------|-----------------------------------|----------------------------------|----|
| 報告書     |                                   |                                  |    |
| 基本事項検討  | (1)基本事項の検討                        |                                  |    |
| 配置設計    | (1)位置の検討<br>(2)規模の検討<br>(3)形式の検討  |                                  |    |
| 施設設計検討  | (1)設計計算書<br>(2)施設構造検討<br>(3)基礎工検討 |                                  |    |
| 施工計画概要書 | (1)施工法の検討                         |                                  |    |
| 概算工事費   | (1)概算数量<br>(2)概算工事費               |                                  |    |
| 総合検討    | (1)課題整理<br>(2)今後の調査事項             |                                  |    |
| 基本図面    | 位置図                               | 1:2,500~1:50,000                 |    |
|         | 平面図                               | 1:500~1:1,000                    |    |
|         | 縦断図                               | H=1:200~1:1,000<br>V=1:100~1:200 |    |
|         | 構造図                               | 1:100~1:500                      |    |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|--|---|-----|
| <p><b>第 5203 条</b> 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的<br/>単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容<br/>単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(3) 交通量調査<br/>受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>(4) 集計整理<br/>受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> | <p><b>第 5203 条</b> 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的<br/>単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容<br/>単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 計画準備<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(3) 交通量調査<br/>受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「<b>全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編</b>」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>(4) 集計整理<br/>受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> |     |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘要 |
|--|--|----|
| <p><b>第5408条 道路詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的<br/>道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第5項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。</p> <p>(3) 平面・縦断設計<br/>受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計(B)、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。</p> <p>(4) 横断設計<br/>受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計<br/>受注者は、一般構造物[擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。]及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2m超かつ延長100m超)、地下道、取付道路(幅3m超かつ延長30m超)側道、階段工(高さ3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第5424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする</p> <p>(6) 小構造物設計<br/>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(幅3m以下または延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計<br/>受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> | <p><b>第5408条 道路詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的<br/>道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第5項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画<br/>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査<br/>受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。</p> <p>(3) 平面・縦断設計<br/>受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計(B)、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。</p> <p>(4) 横断設計<br/>受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。</p> <p>(5) 道路付帯構造物設計<br/>受注者は、一般構造物[擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。]及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2m超かつ延長100m超)、地下道、取付道路(幅3m超かつ延長30m超)側道、階段工(高さ3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第5424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする</p> <p>(6) 小構造物設計<br/>受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(幅3m以下または延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計<br/>受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> |    |



| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）   | 摘要 |
|---|---|----|
| <p>(8) 用排水設計<br/>受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。</p> <p>(9) 施工計画<br/>受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。</p> <p>(10)設計図<br/>受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。</p> <p>1) 路線図<br/>市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。</p> <p>2) 平面図<br/>実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。</p> <p>3) 縦断図<br/>実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。</p> <p>4) 標準横断図<br/>切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。</p> <p>5) 横断図<br/>実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等必要な事項を記入する。</p> <p>6) 土積図<br/>上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。</p> <p>7) 詳細図<br/>標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。</p> <p>(11)数量計算<br/>受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(12)照査<br/>照査技術者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> | <p>(8) 用排水設計<br/>受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。</p> <p>(9) 舗装工設計<br/>受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性(ライフサイクルコスト)等を考慮し、舗装(アスファルト舗装/コンクリート舗装等)の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> <p>(10) 施工計画<br/>受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。</p> <p>(11)設計図<br/>受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。</p> <p>1) 路線図<br/>市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。</p> <p>2) 平面図<br/>実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。</p> <p>3) 縦断図<br/>実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。</p> <p>4) 標準横断図<br/>切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。</p> <p>5) 横断図<br/>実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等必要な事項を記入する。</p> <p>6) 土積図<br/>上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。</p> <p>7) 詳細図<br/>標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。</p> <p>(12)数量計算<br/>受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(13)照査<br/>照査技術者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> |    |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|--|--|-----|
| <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」(旧建設省・平成11年3月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(13)報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 計画の概要<br/>2) 各種検討の経緯とその結果<br/>3) 設計計算書(排水計算、設計計算等)<br/>4) その他必要事項</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路予備設計(B)成果一式<br/>(2) 道路予備修正設計(B)成果一式<br/>(3) 地質調査成果一式<br/>(4) 測量成果一式<br/>(5) 関連構造物設計成果一式(橋梁、トンネル等)</p> | <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」(旧建設省・平成11年3月)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(14)報告書作成<br/>受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 計画の概要<br/>2) 各種検討の経緯とその結果<br/>3) 設計計算書(排水計算、設計計算等)<br/>4) その他必要事項</p> <p>3. 貸与資料<br/>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路予備設計(B)成果一式<br/>(2) 道路予備修正設計(B)成果一式<br/>(3) 地質調査成果一式<br/>(4) 測量成果一式<br/>(5) 関連構造物設計成果一式(橋梁、トンネル等)</p> |     |

旧（平成24年度）

新（平成26年度）

摘要

第8節 成果品

第5427条 成果品

受注者は、表 5.4.1～表 5.4.6 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

| 設計種別        | 設計項目    | 成果品項目  | 縮尺  | 摘要                                     |
|-------------|---------|--------|---|--|
| 道路予備設計(B)及び | 平面設計    | 路線図    | 1:2500～1:50000  | 市販地図等                                  |
|             |         | 平面図    | 1:1000  |  |
|             | 縦断設計    | 縦断図    | V=1:100～1:200<br>H=1:1000   |  |
|             | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100  |  |
|             |         | 横断図    | 1:100 または 1:200   |  |
|             | 構造物設計   | 一般図    | 1:200～1:500   |  |
|             | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:1000  |  |
|             |         | 流量計算書  | —   |  |
|             | 用地幅杭計画  | 用地幅杭表  | —   |  |
|             | 概算工事費   | 数量計算書  | —   | 用地補償の数量含む                              |
| 概算工事費       |         | —      |   |  |
| 報告書         | 報告書     | —      |   |  |
| 道路詳細設計      | 平面設計    | 路線図    | 1:2500～1:50000  | 市販地図等                                  |
|             |         | 平面図    | 1:500 または 1:1000  |  |
|             | 縦断設計    |        | V=1:200,H=1:1000<br>または<br>V=1:100,H=1:500                                  | 地形条件等必要に応じて縮尺を変更可<br>V=1:100,H=1:1000等 |
|             |         | 縦断図    |   |  |
|             | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100  |  |
|             |         | 横断図    | 1:100 または 1:200   |  |
|             |         | 土積図    | 縦断図<br>V=1:400 H=1:2000<br>土積図<br>H=1:2000 V=1cmを<br>10000m3 または<br>20000m3 | 適宜                                     |
|             | 構造物設計   | 詳細図    | 適宜  |  |
|             | 仮設構造物設計 | 仮設工詳細図 | 適宜  |  |
|             | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:500 または 1:1000  |  |
|             |         | 詳細図    | 適宜  | 特殊形状                                   |
|             |         | 流量計算書  | —   |  |
|             | 数量計算    | 数量計算書  | —   |  |
| 報告書         | 報告書     | —      |   |  |

第8節 成果品

第5427条 成果品

受注者は、表 5.4.1～表 5.4.6 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、納品するものとする。

| 設計種別        | 設計項目    | 成果品項目  | 縮尺  | 摘要                                     |
|-------------|---------|--------|---|--|
| 道路予備設計(B)及び | 平面設計    | 路線図    | 1:2500～1:50000  | 市販地図等                                  |
|             |         | 平面図    | 1:1000  |  |
|             | 縦断設計    | 縦断図    | V=1:100～1:200<br>H=1:1000   |  |
|             | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100  |  |
|             |         | 横断図    | 1:100 または 1:200   |  |
|             | 構造物設計   | 一般図    | 1:200～1:500   |  |
|             | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:1000  |  |
|             |         | 流量計算書  | —   |  |
|             | 用地幅杭計画  | 用地幅杭表  | —   |  |
|             | 概算工事費   | 数量計算書  | —   | 用地補償の数量含む                              |
| 概算工事費       |         | —      |   |  |
| 報告書         | 報告書     | —      |   |  |
| 道路詳細設計      | 平面設計    | 路線図    | 1:2500～1:50000  | 市販地図等                                  |
|             |         | 平面図    | 1:500 または 1:1000  |  |
|             | 縦断設計    |        | V=1:200,H=1:1000<br>または<br>V=1:100,H=1:500                                  | 地形条件等必要に応じて縮尺を変更可<br>V=1:100,H=1:1000等 |
|             |         | 縦断図    |   |  |
|             | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100  |  |
|             |         | 横断図    | 1:100 または 1:200   |  |
|             |         | 土積図    | 縦断図<br>V=1:400 H=1:2000<br>土積図<br>H=1:2000 V=1cmを<br>10000m3 または<br>20000m3 | 適宜                                     |
|             | 構造物設計   | 詳細図    | 適宜  |  |
|             | 仮設構造物設計 | 仮設工詳細図 | 適宜  |  |
|             | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:500 または 1:1000  |  |
|             |         | 詳細図    | 適宜  | 特殊形状                                   |
|             |         | 流量計算書  | —   |  |
|             | 舗装工設計   | 舗装工詳細図 | 適宜  |  |
| 数量計算        | 数量計算書   | —      |   |  |
| 報告書         | 報告書     | —      |   |  |



| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）   | 摘 要 |
|--|---|-----|
| <p data-bbox="166 231 557 268"><b>第5704条</b> 山岳トンネル詳細設計</p> <p data-bbox="166 331 320 369">2. 業務内容</p> <p data-bbox="195 403 373 441">(9) 舗装工設計</p> <p data-bbox="237 445 1305 520">受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理等を考慮し、トンネル内舗装の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> | <p data-bbox="1397 231 1789 268"><b>第5704条</b> 山岳トンネル詳細設計</p> <p data-bbox="1397 315 1552 352">2. 業務内容</p> <p data-bbox="1427 394 1605 432">(9) 舗装工設計</p> <p data-bbox="1469 436 2537 554">受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、<b>経済性</b>（<b>ライフサイクルコスト</b>）等を考慮し、トンネル内舗装（<b>アスファルト舗装</b>／<b>コンクリート舗装等</b>）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。</p> |     |

| 旧（平成24年度）  | 新（平成26年度）  | 摘要 |
|--|--|----|
| <p data-bbox="507 243 967 296" style="text-align: center;"><b>第9章 道路施設点検</b></p> <p data-bbox="172 359 516 386"><b>第1節 道路施設点検の種類</b></p> <p data-bbox="172 401 543 428"><b>第5901条 道路施設点検の種類</b></p> <p data-bbox="228 443 724 470">道路施設点検の種類は以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="228 485 516 512">(1) 道路防災カルテ点検</p> | <p data-bbox="1742 243 2202 296" style="text-align: center;"><b>第9章 道路施設点検</b></p> <p data-bbox="1406 359 1721 386"><b>第1節 道路施設点検の種類</b></p> <p data-bbox="1406 401 1760 428"><b>第5901条 道路施設点検の種類</b></p> <p data-bbox="1463 443 1929 470">道路施設点検の種類は以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1463 485 1739 512">(1) 道路防災カルテ点検</p> <p data-bbox="1463 527 1665 554">(2) 橋梁定期点検</p> |    |





| 旧（平成24年度） | 新（平成26年度）   | 摘 要         |
|-----------|---|-------------|
|           | <p>(4) 定期点検<br/> 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 近接目視点検<br/> 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。</p> <p>2) 損傷程度の評価<br/> 点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</p> <p>3) 定期点検結果の記録<br/> 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p>4) 緊急対応が必要な場合の報告<br/> 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。</p> <p>(5) 第三者被害予防措置<br/> 受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 打音検査及び第三者被害予防措置<br/> 打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことにより構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>2) 遠望目視及び非破壊検査<br/> 1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査(赤外線サーモグラフィ法)」を採用する場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>3) 第三者被害予防措置結果の記録<br/> 第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p>4) その他<br/> 予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督員に報告するものとする。</p> <p>(6) 関係機関との協議資料作成<br/> 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成<br/> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。</p> | <p>【新規】</p> |

| 旧（平成24年度）   | 新（平成26年度）  | 摘 要 |
|---|--|-----|
| <p><b>第3節 成果品</b><br/><b>第5903条</b><br/>受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>(1)道路防災カルテ点検<br/>点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p> | <p><b>第4節 成果品</b><br/><b>第5904条 成果品</b><br/>受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。</p> <p>(1)道路防災カルテ点検<br/>点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(2)橋梁定期点検<br/>定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。</p> |     |